

第4章 誘導区域

1. 誘導区域の設定方針

誘導区域は、下表に示す「都市再生特別措置法」及び「都市計画運用指針（R4国土交通省）」に規定される基準等を踏まえ設定します。

都市機能誘導区域

ア) 基本的な考え方

- 一定の区域と誘導したい機能、区域内において講じられる支援措置を事前明示することにより生活サービス施設の誘導を図る区域
- 原則として居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約することにより、生活サービス機能の効率的な提供が図られるよう設定すべき区域

イ) 都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域

- 都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- 各拠点地区の中心となる駅、バス停留所や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域
- 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

居住誘導区域

ア) 基本的な考え方

- 人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域
- 都市全体における人口や土地利用、交通、災害リスクの現状及び見通しを勘案しつつ、区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定める区域

イ) 居住誘導区域を定めることが考えられる区域

- 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的な区域
- 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

ウ) 居住誘導区域に含まないこととされている区域

- 建築基準法の災害区域のうち住居の建築が禁止されている区域
- 農用地区域又は農地若しくは採草放牧地の区域
- 自然公園法の特別地域、保安林、自然環境保全法の原生自然環境保全地若しくは特別地又は保安林予定森林の区域
- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 浸水被害防止区域

エ) 原則として居住誘導区域に含まない区域

- 津波災害特別警戒区域
- 災害危険区域（ウに規定する災害区域以外）

オ) 災害リスク等を考慮して、居住を誘導することが適当でないと判断される場合に、原則として居住誘導区域に含まない区域

- 土砂災害警戒区域
- 津波災害警戒区域
- 水防法第15条第1項4号に規定する浸水想定区域

カ) 居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行う区域

- 用途地域のうち工業専用地域等、法令により住宅の建築が制限されている区域
- 特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域
- 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空き地等が散在し、人口等の見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
- 工業系用途地域のうち居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

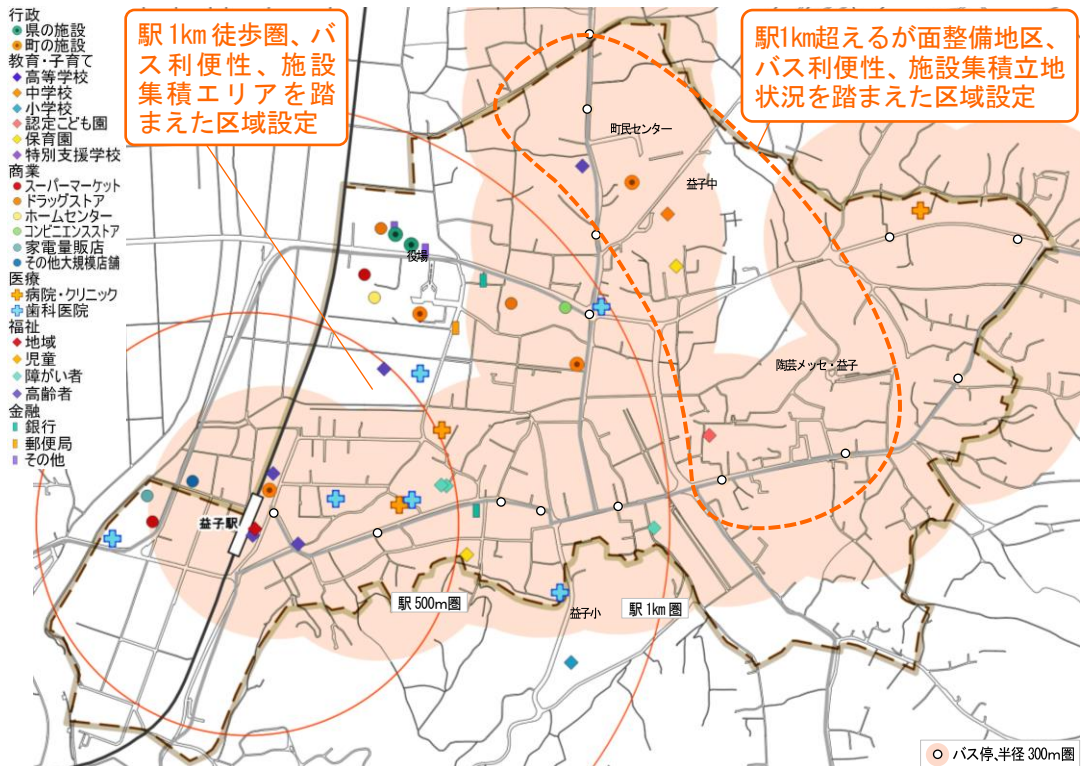
(1) 益子地区の誘導区域設定方針

① 都市機能誘導区域

- 「益子地区の骨格構造」において、生活サービスを支える都市機能が集積するゾーン、市街地の魅力と活力向上に資する機能が集積するゾーン、区画整理により生活や交流等の基盤が整備されたゾーンが含まれる区域。(右図の赤点線のエリア内)

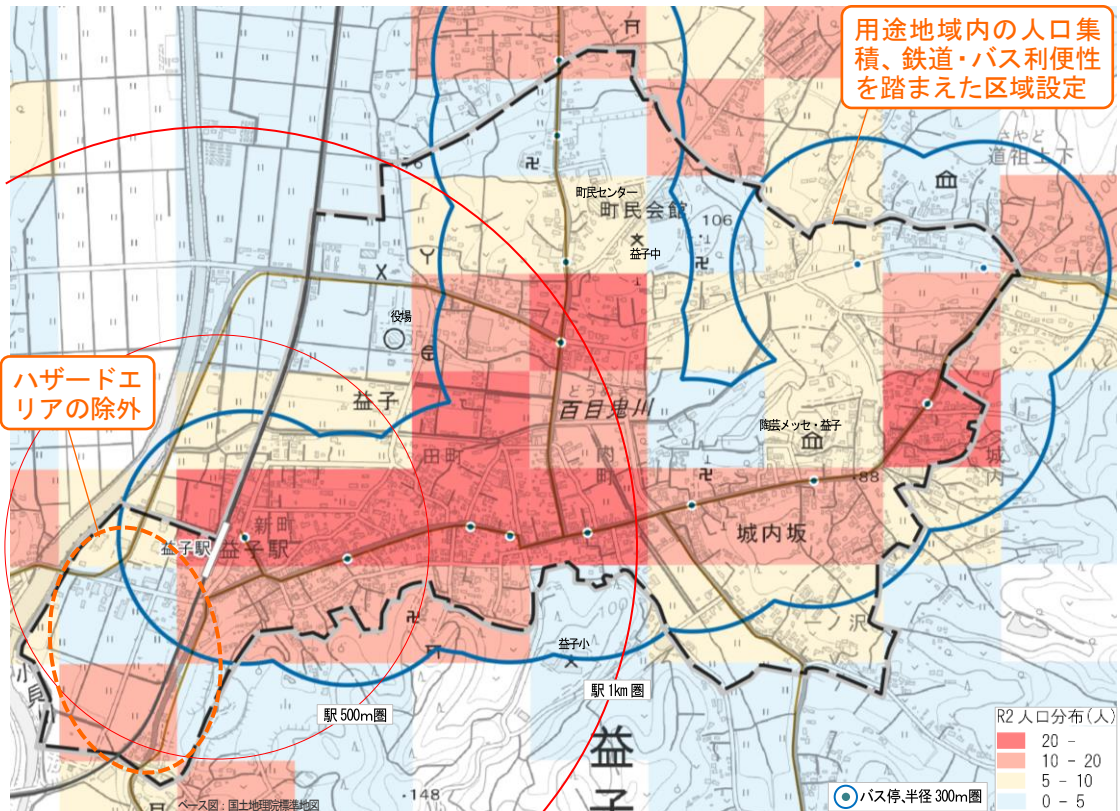


- 施設立地状況や交通利便性を踏まえるとともに、面的整備と併せた補助事業（都市再生整備計画事業等）や益子本通りにおける官民協働のまちづくりなど、今後のまちづくり事業・活動等の展開を見据えた区域設定とします。



② 居住誘導区域

- 用途地域の西側（益子駅周辺）における都市機能と併存する居住地、東側における観光施設等と併存する居住地で構成されており、いずれのエリアも人口の集積が見られ、鉄道・バスによる公共交通アクセスが確保されていることから、今後とも居住地としての環境を維持・向上させる必要があるため居住誘導区域とします。
- 用途地域の東側における特別工業地区（61 ページ参照）については、区域内に住宅・併用住宅が多く立地していること、地場産業である陶磁器関連産業の保護育成と地域の住環境の保全を目的に指定されたことなどを踏まえ、居住と調和した本町らしい魅力ある環境に配慮することを前提に居住誘導区域に含みます。



- なお、安全な基盤を有するエリアへの誘導を図るため下記のハザードエリアを除外します。

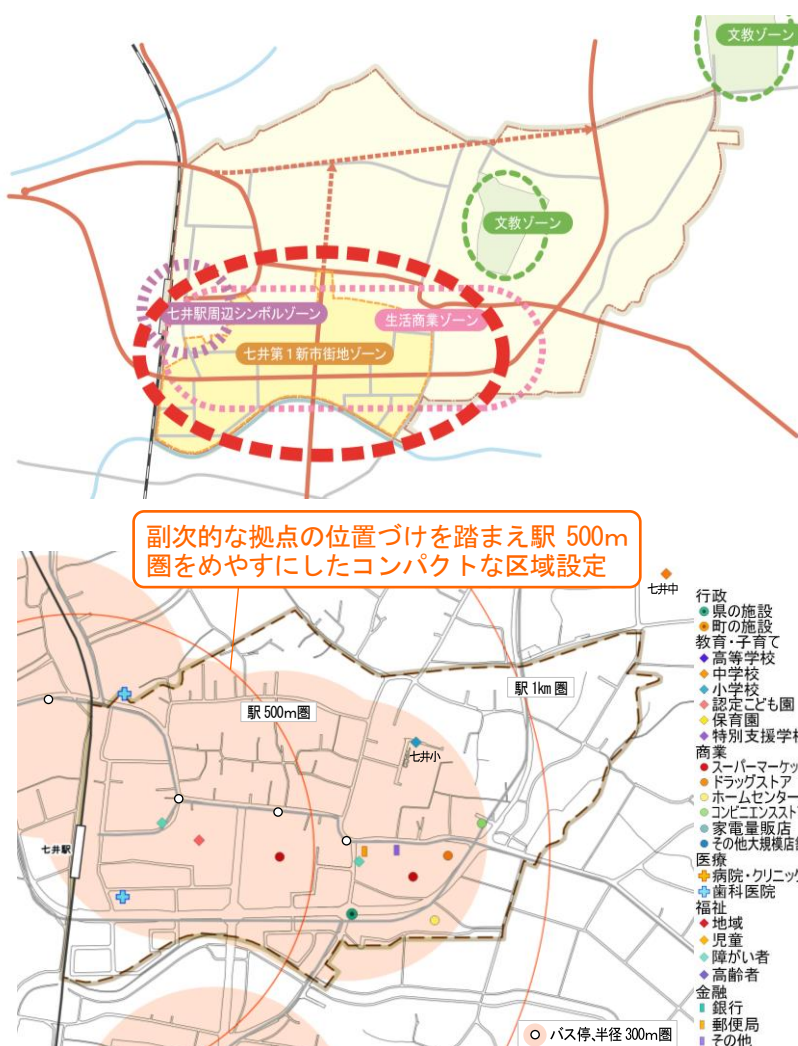
- 土砂災害特別警戒区域
- 3メートルを超える浸水想定区域

* 誘導区域に位置する土砂災害特別警戒区域について、図上では該当箇所のみ記載します。
詳細な区域は「ハザードエリアの指定状況」(31 ページ)、「防災指針」(64 ページ～) に準拠します。

(2) 七井地区の誘導区域設定方針

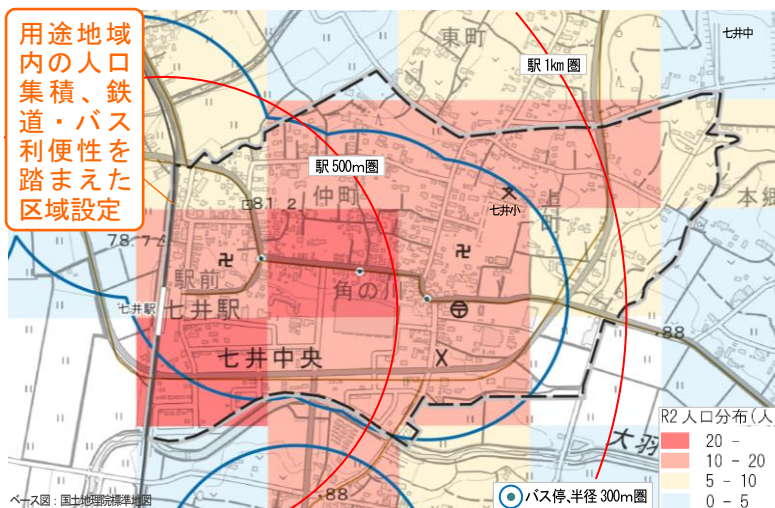
① 都市機能誘導区域

- 「七井地区の骨格構造」において、主要な都市機能の集積となるゾーン（「七井駅周辺シンボルゾーン」「七井第1新市街地ゾーン」「生活商業ゾーン」が含まれる区域。（右図の赤点線のエリア内）
- 生活サービス機能の立地や鉄道・バスの利便性が確保された「生活商業ゾーン」を中心に、七井駅から500メートル圏内のコンパクトな都市機能集積を図るため、面的整備が行われた七井第1地区を中心とした区域設定とします。



② 居住誘導区域

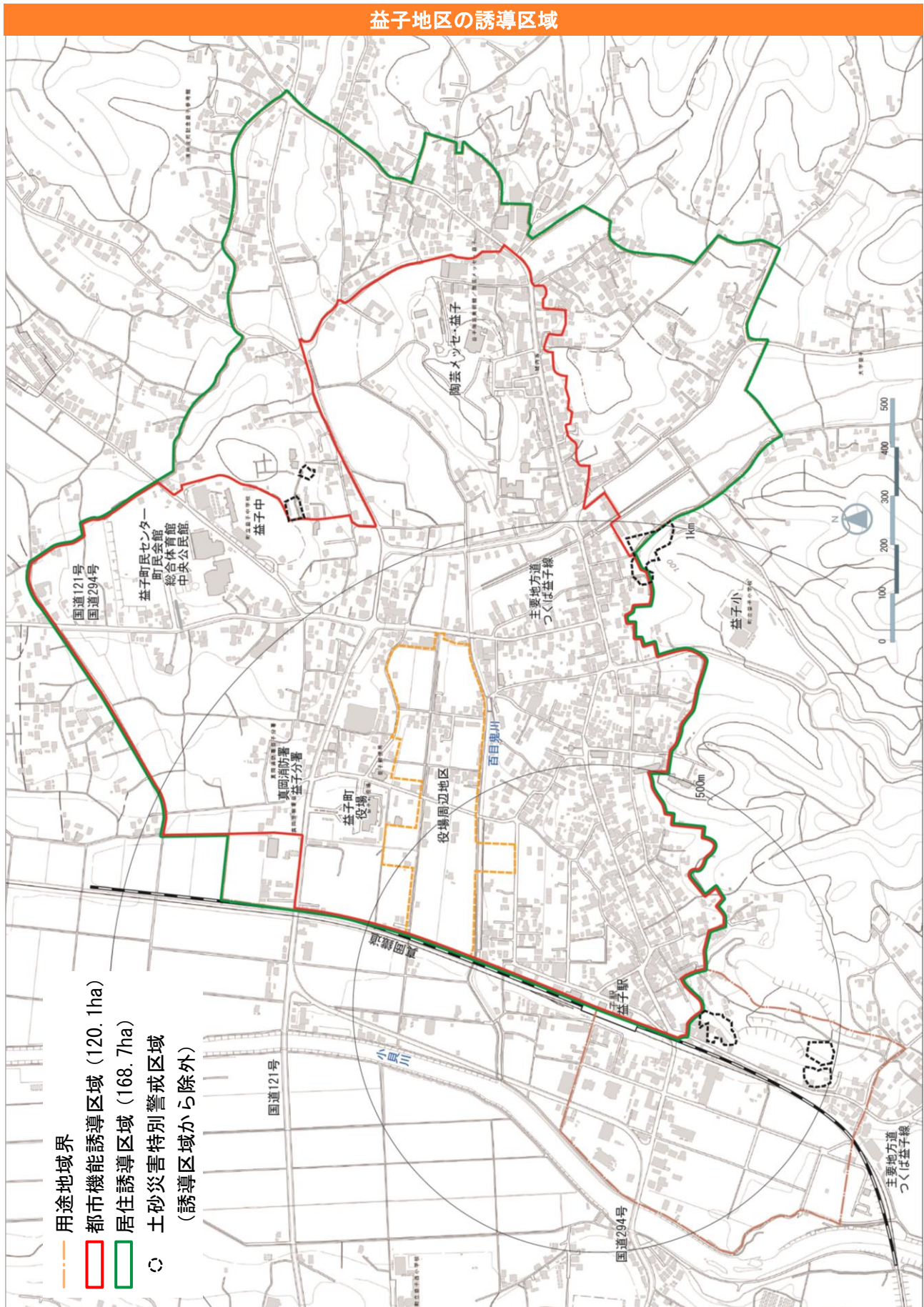
- 七井駅から概ね1キロメートルに用途地域が指定され、現状においても住居系が中心の土地利用となっており、人口集積も見られることから用途地域全域を居住誘導区域とします。
- 区域の人口維持とさらなる定住・移住促進を図ることで、生活に必要なサービス機能が確保され、かつ、交通利便性（鉄道、幹線道路、バス等）にも優れた居住地形成を目指します。



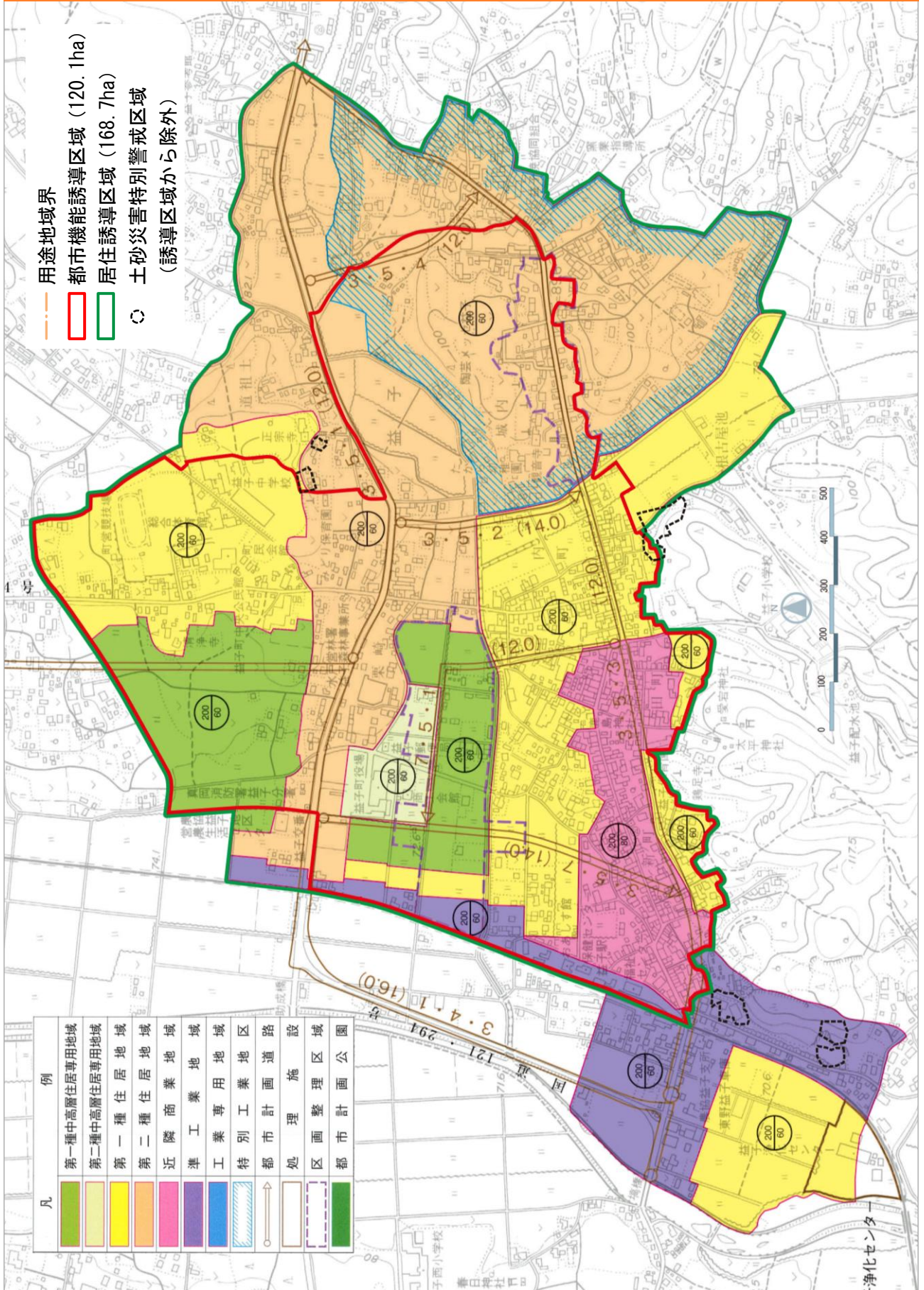
2. 誘導区域

(1) 益子地区

益子地区の都市機能誘導区域・居住誘導区域は下図のとおりです。

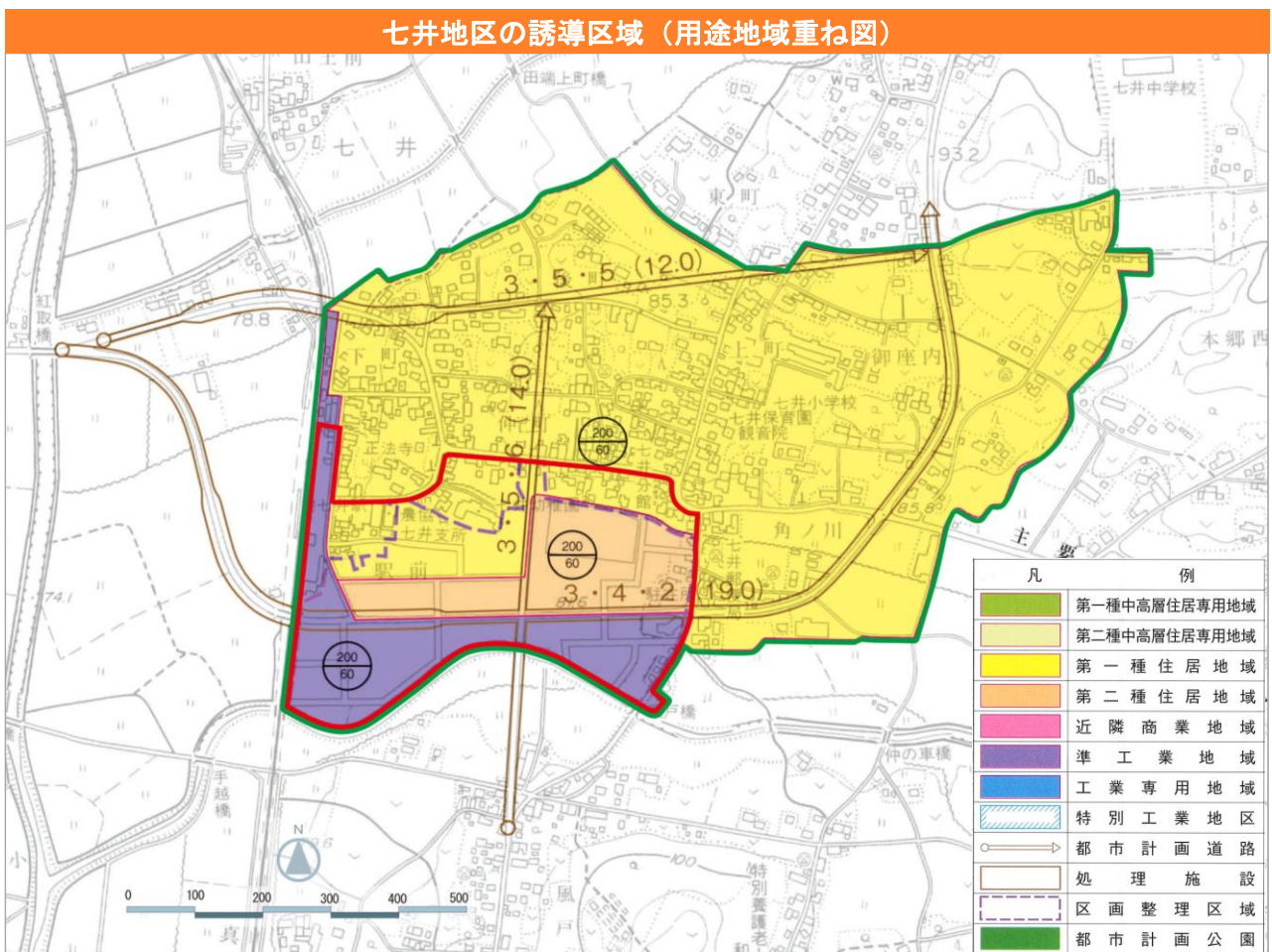


益子地区の誘導区域（用途地域重ね図）

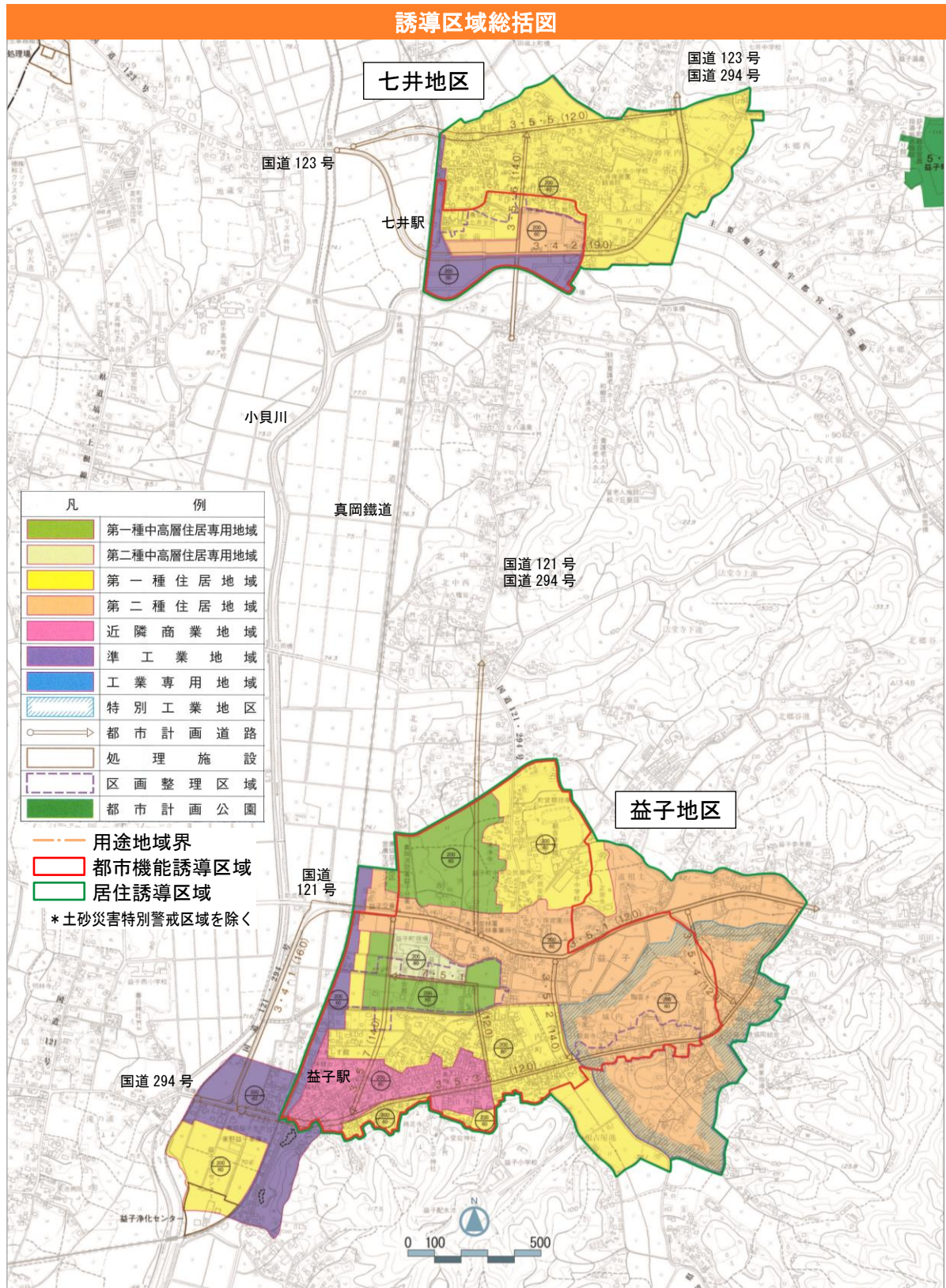


(2) 七井地区

七井地区の都市機能誘導区域・居住誘導区域は下図のとおりです。



(3) 誘導区域総括図



	益子地区	七井地区	計	割合 (対用途地域)
都市機能誘導区域	120.1ha	17.3ha	137.4ha	48.2%
居住誘導区域	168.7ha	63.1ha	231.8ha	81.3%
用途地域面積	191.9ha	63.1ha	255.0ha	285.0ha * 工業系を含む全体面積

3. 誘導区域の防災指針

(1) 防災指針について

① 対象とする災害リスク

安全・安心に都市活動・生活ができるエリアへの誘導を図るため、「益子町地域防災計画」及び「益子町国土強靱化地域計画」と連携しながら、誘導区域内の防災機能確保に向けた指針を設定します。

災害リスクについては、益子町防災ハザードマップ等において位置付けられ、リスクの状況及び避難場所等が把握できる水災害及び土砂災害を対象とします。

② 誘導区域におけるハザードエリア等の取り扱い

想定される災害リスクのうち、水災害・土砂災害の「イエローゾーン」については、都市計画運用指針において、防災・減災対策の明記を条件に誘導区域への位置付けが可能となります。

水災害及び土砂災害のハザードエリアが指定されている益子地区において、役場や益子駅等の主要な施設が立地するエリアとそれら周辺の住宅等が立地するエリアが含まれ、都市機能及び居住の誘導において除外することが困難であるため、「益子町地域防災計画」「益子町国土強靱化地域計画」と連携した防災指針を位置付け、誘導区域に含むものとします。

【ハザードエリア等について】

	分類	内 容	取り扱い
水災害 (*)	洪水浸水 想定区域	<p style="text-align: center;">イエローゾーン</p> <p>都市計画運用指針：災害リスク、警戒避難体制の整備状況等を総合的に勘案し、居住誘導が適当ではないと判断される場合、原則として居住誘導区域に含まない。居住誘導区域に含む場合は、防災指針において災害リスクを踏まえた防災・減災対策を明記。</p>	<p style="text-align: center;">居住誘導 区域に 含む</p>
	家屋倒壊等 氾濫想定区域		
土砂災害	土砂災害 警戒区域	<p style="text-align: center;">レッドゾーン</p> <p>都市計画運用指針：原則として居住誘導区域に含まない。</p> <p>大規模盛土造成の存在周知と防災意識を高めるため県が公表するもの。（県・市町の調査により危険な事象は確認されていない）</p>	<p style="text-align: center;">本町は 該当なし</p>
	土砂災害 特別警戒区域		
	大規模盛土 造成地		

* 水災害の現況・取組検討の対象となる河川は栃木県洪水浸水想定区域図において公表されている小貝川・大羽川とします。小宅川・百目鬼川は2023年3月公表予定で本計画の策定期間内に反映させることが困難であるため、計画見直しにおいて反映します。

(2) 災害に関する現状と課題

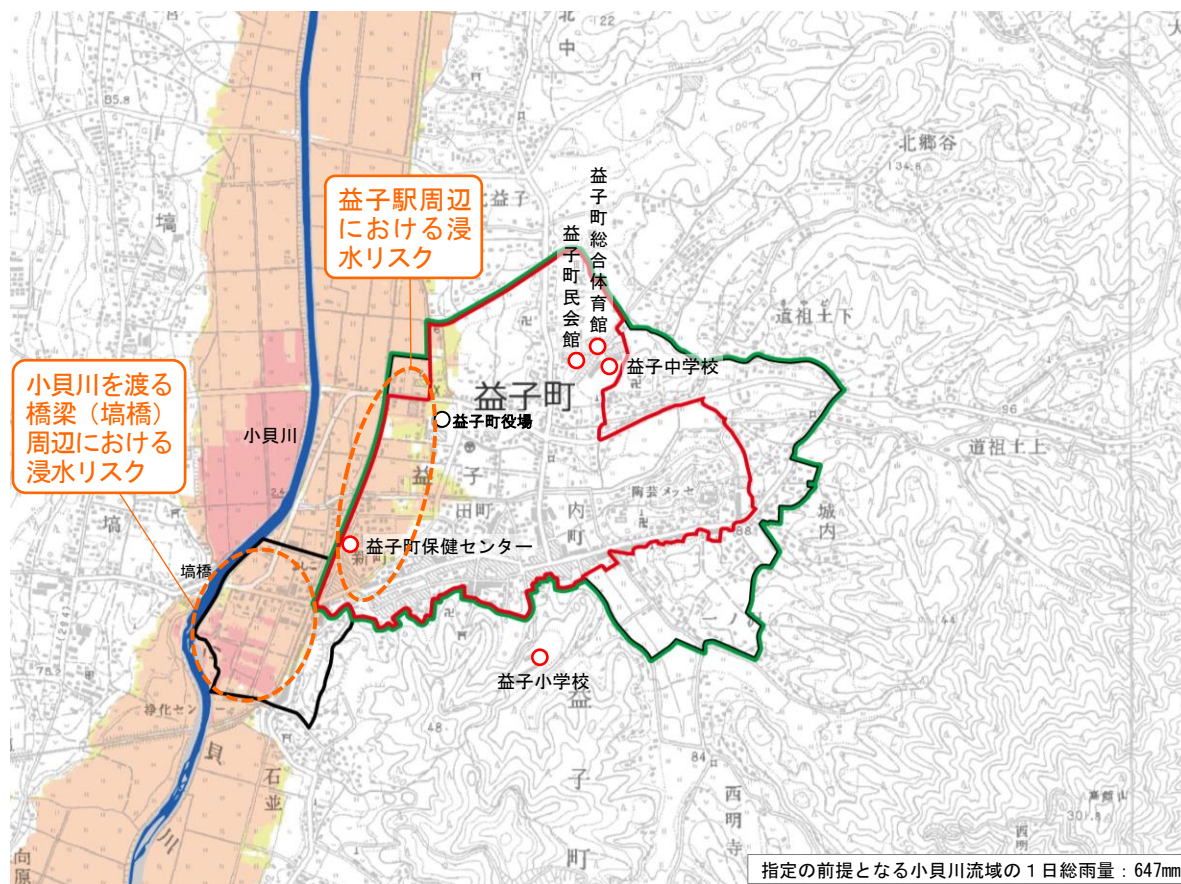
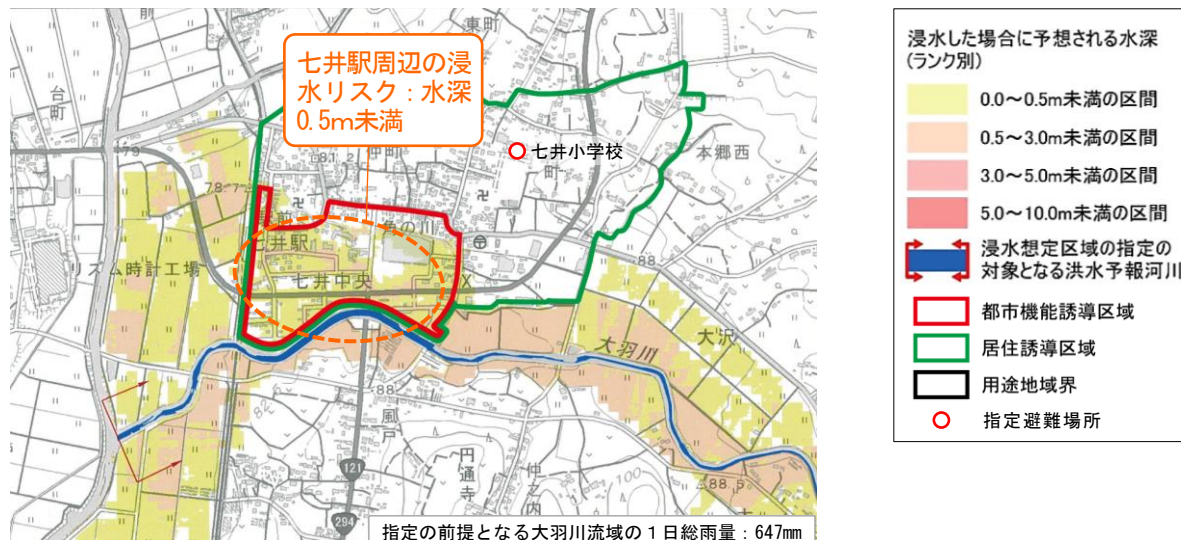
① 洪水浸水想定区域：想定最大規模

想定最大規模(*)の降雨に伴い発生する洪水により小貝川、大羽川が氾濫した場合の浸水の状況を予測したものです。

*年超過確率 1/1000 (毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/1000 (0.1%)) の降雨

益子駅周辺と益子町役場西側のエリア、真岡鐵道沿線や小貝川の東西を連絡する橋梁が水深 3m未満の区域（一部 3~5m未満）に、また七井駅周辺および誘導地区南部において水深 0.5m未満の区域に含まれ、都市機能と交通機能の両面において水災害対策による安全・安心な環境づくりのためリスクの低減が必要です。

【小貝川・大羽川洪水浸水想定区域図：想定最大規模】



出典：栃木県洪水浸水想定区域図（大羽川：令和4年5月、小貝川：平成29年12月）

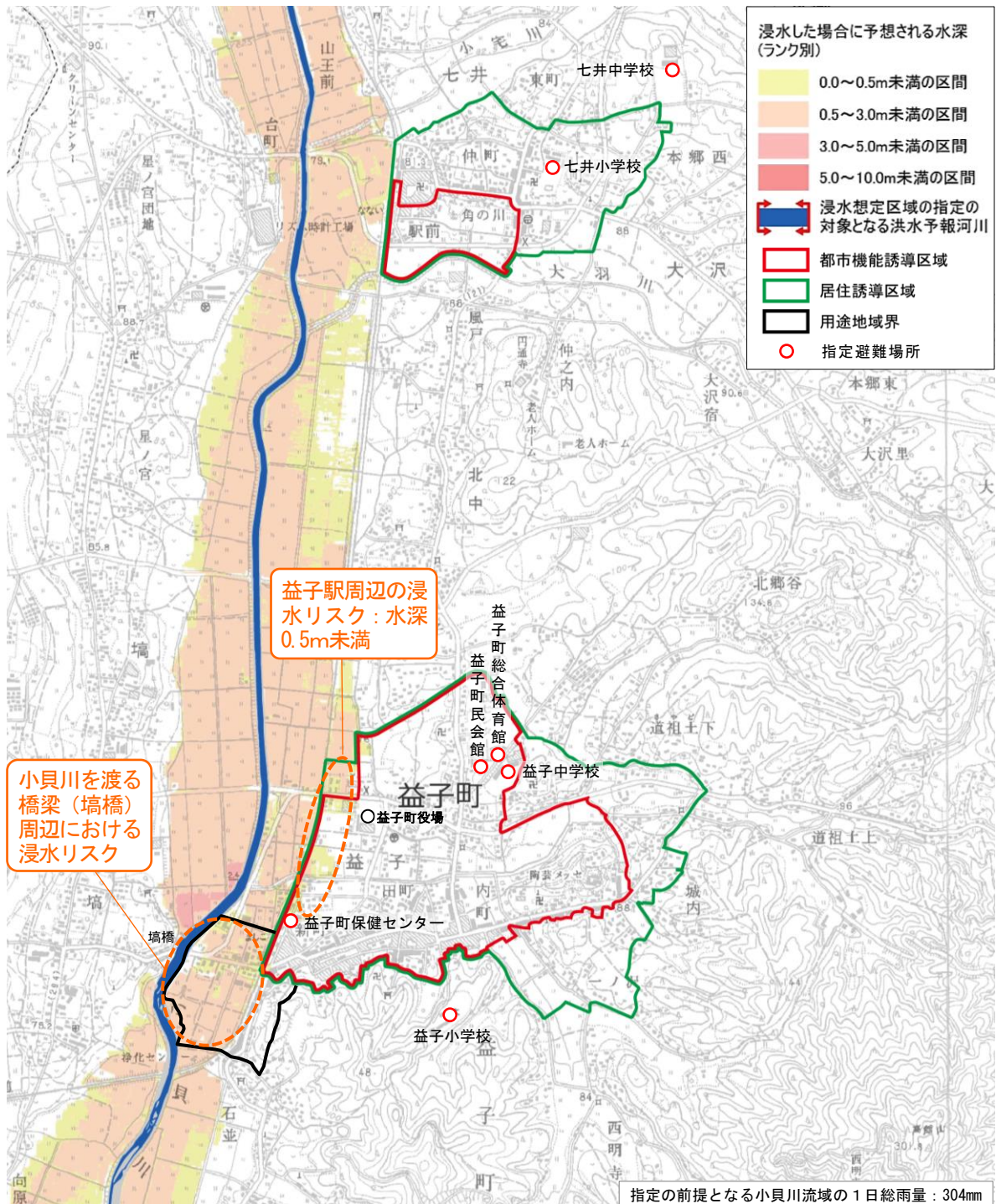
② 洪水浸水想定区域：計画規模

洪水防御に関する計画の基本となる確率(*)の降雨に伴い発生する洪水により小貝川が氾濫した場合の浸水の状況を予測したものです。

*年超過確率 1/100 (毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/100 (1%))の降雨

想定最大規模の浸水想定区域からは縮小されますが、益子駅周辺 (特に西側) や橋梁周辺は水深 3m未滿の区域に含まれることから、①と同様に水災害リスクの低減が必要です。

【小貝川洪水浸水想定区域図：計画規模】 *大羽川は公表データなし



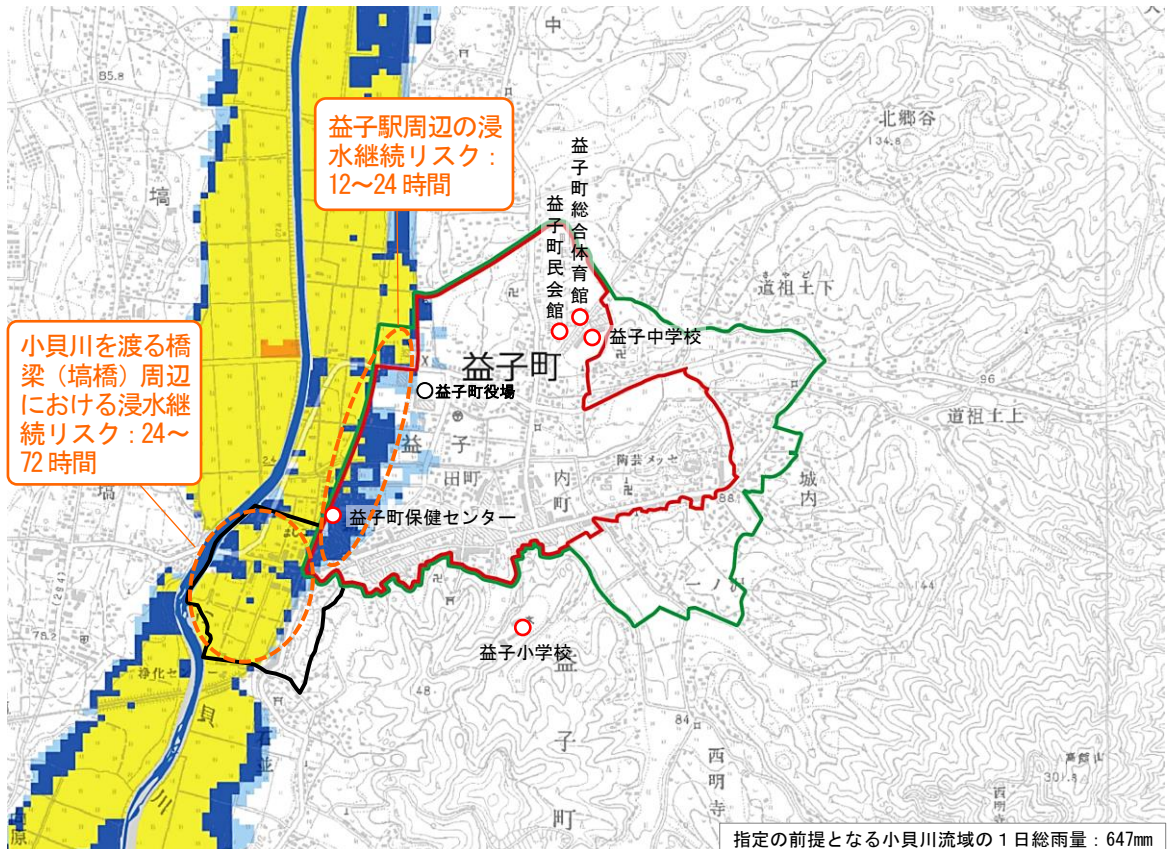
出典：栃木県洪水浸水想定区域図 (小貝川：平成 29 年 12 月)

③ 洪水浸水想定区域：浸水継続時間

小貝川、大羽川が氾濫した場合に一定の浸水深に達してからその浸水深を下回るまでの時間を示すもので、屋内での待機時間の判断などに役立てられます。

誘導区域内の浸水想定区域においては、益子駅周辺東側では 24 時間以内には浸水が収まると予測されますが、益子駅周辺西側及び橋梁周辺、七井地区誘導区域南側では 72 時間の継続浸水が想定されています。避難場所の確保や迅速な避難体制等の備えを十分に行うなど、安全・安心な環境づくりのためリスクの低減が必要です。

【小貝川・大羽川洪水浸水想定区域図：浸水継続時間】



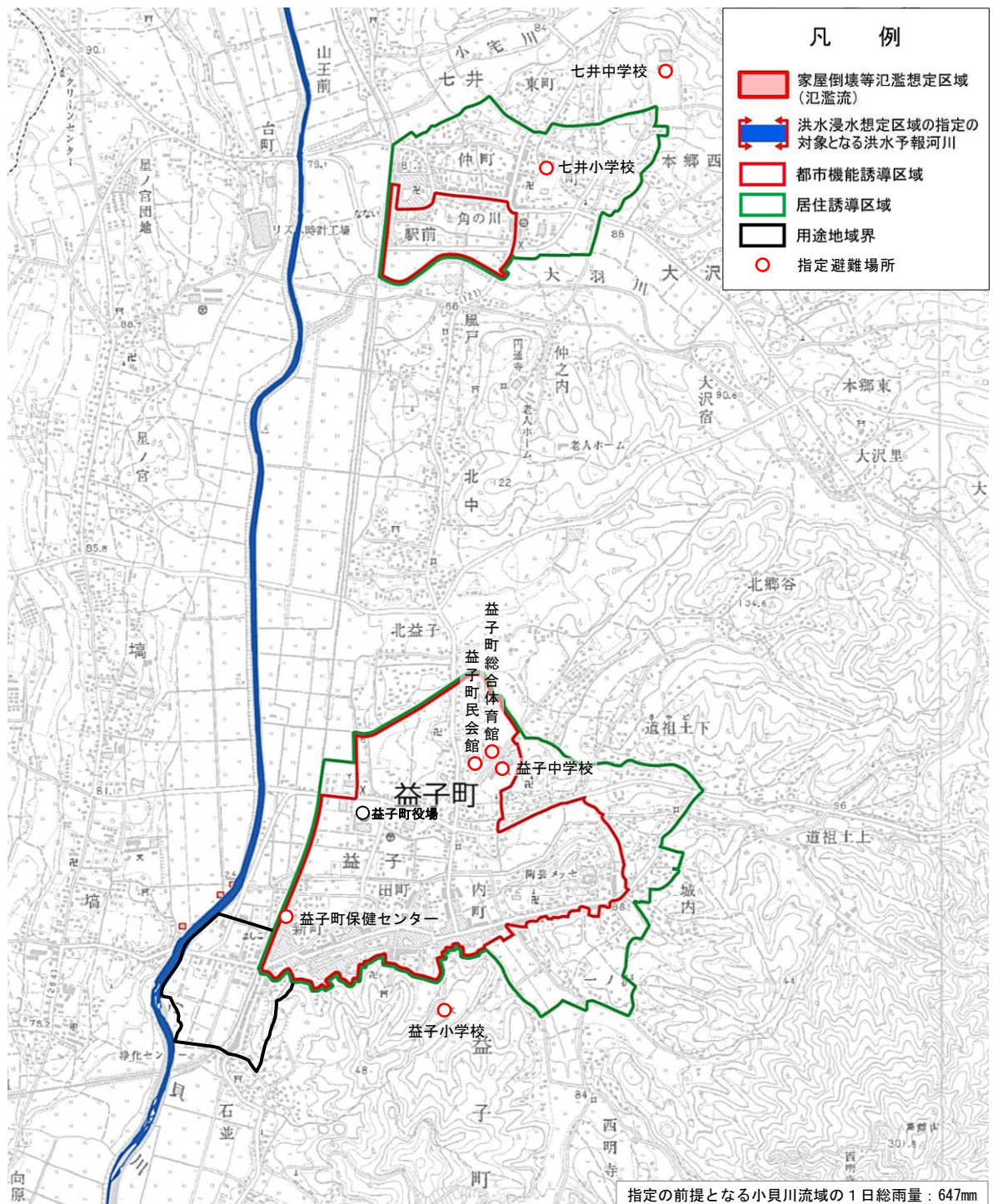
出典：栃木県洪水浸水想定区域図（大羽川：令和4年5月、小貝川：平成29年12月）

④ 洪水浸水想定区域：家屋倒壊（氾濫流）

洪水により小貝川が氾濫した場合に、堤防の決壊又は洪水氾濫流により木造家屋が倒壊する恐れがある区域です。

誘導区域内において該当するエリアは見られませんが、近年の激甚化する自然災害を踏まえ、家屋の安全性や迅速な避難体制の確保等について十分に配慮する必要があります。

【小貝川洪水浸水想定区域図：家屋倒壊（氾濫流）】 *大羽川は公表データなし



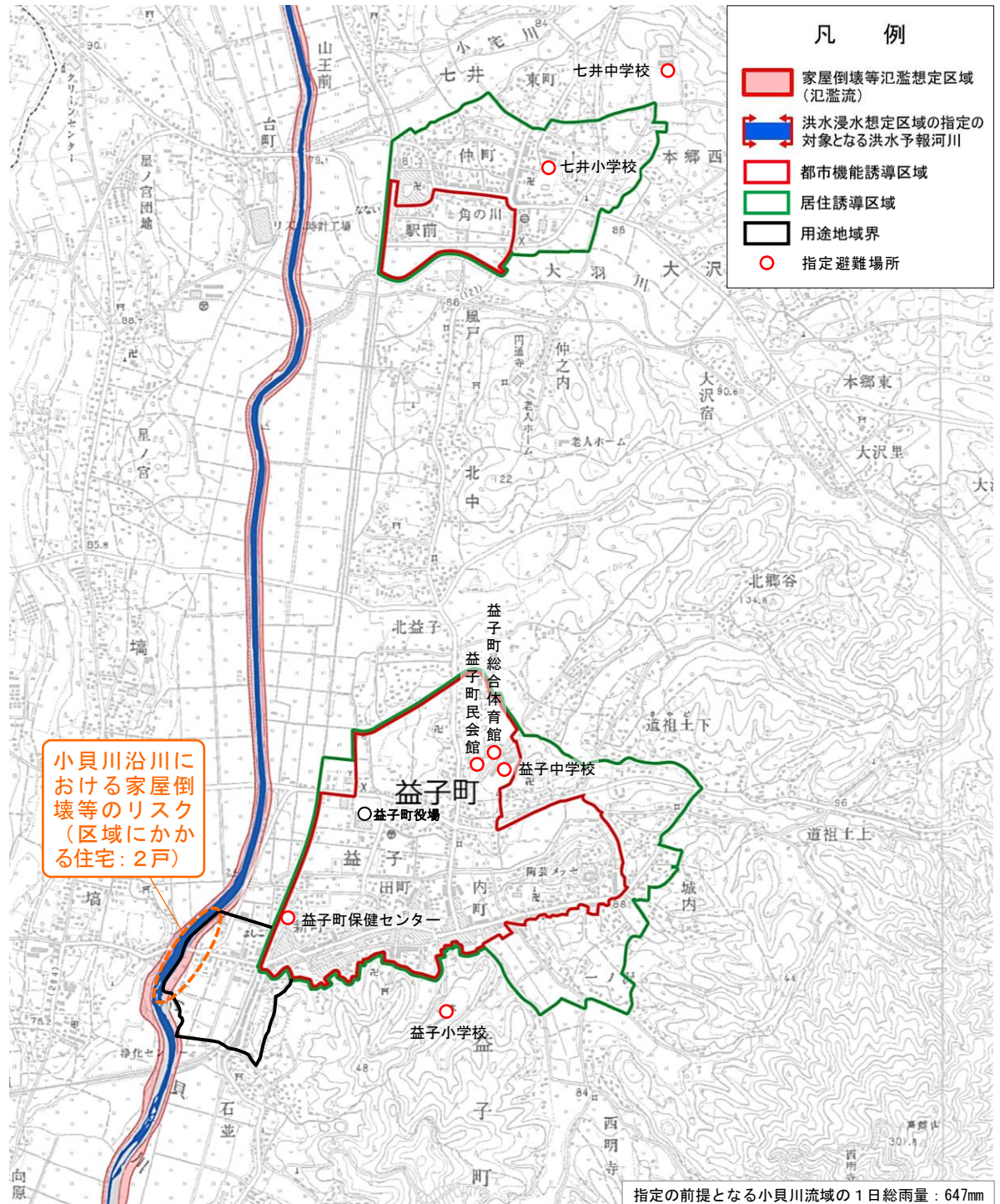
出典：栃木県洪水浸水想定区域図（小貝川：平成 29 年 12 月）

⑤ 洪水浸水想定区域：家屋倒壊（河岸浸食）

洪水により小貝川が氾濫した場合の河岸侵食（堤防等の河岸が削られること）の幅を予測したもので、木造・非木造に関わらず家屋が倒壊する恐れがある区域です。

小貝川沿いに区域設定がなされており、沿川に住宅等が立地していることから、河川管理者と連携しながらリスクの低減が必要です。

【小貝川洪水浸水想定区域図：家屋倒壊（河岸侵食）】 *大羽川は公表データなし



出典：栃木県洪水浸水想定区域図（小貝川：平成 29 年 12 月）

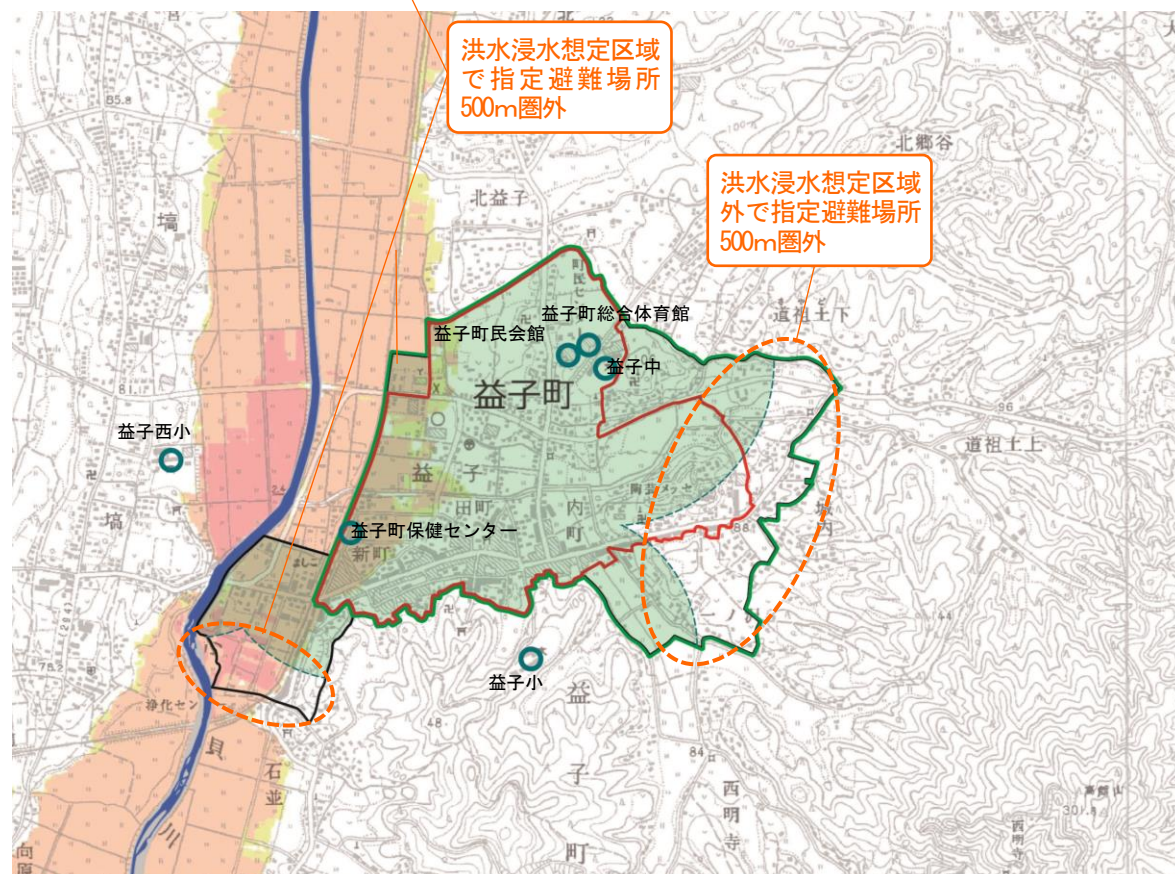
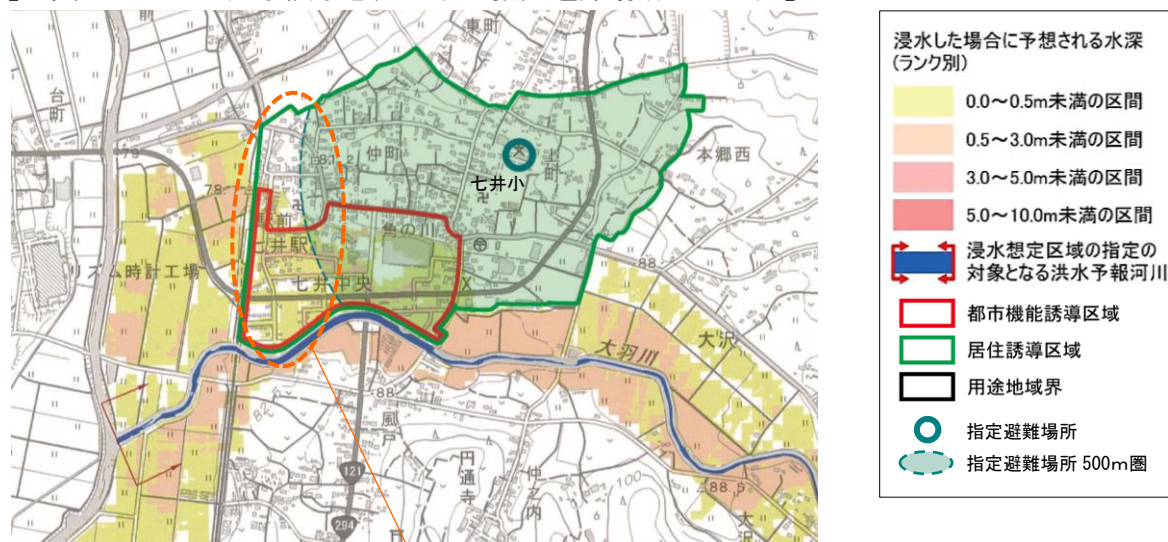
(3) 災害リスクに関する分析

① 洪水浸水想定区域×指定避難場所

洪水浸水想定区域（最大規模）と町の指定避難場所の重ね合わせでは、益子地区の用途地域の東部及び南西部、七井地区の用途地域の西部において指定避難場所徒歩圏（概ね 500 m圏）から外れるエリアが見られます。

洪水災害からの安全性確保に加え、住宅や店舗等の立地が多く、安全な都市活動・居住環境を確保すべきエリアでもあることから、今後、指定避難場所の見直し等の対策が必要です。

【小貝川・大羽川洪水浸水想定区域×指定避難場所の重ね図】



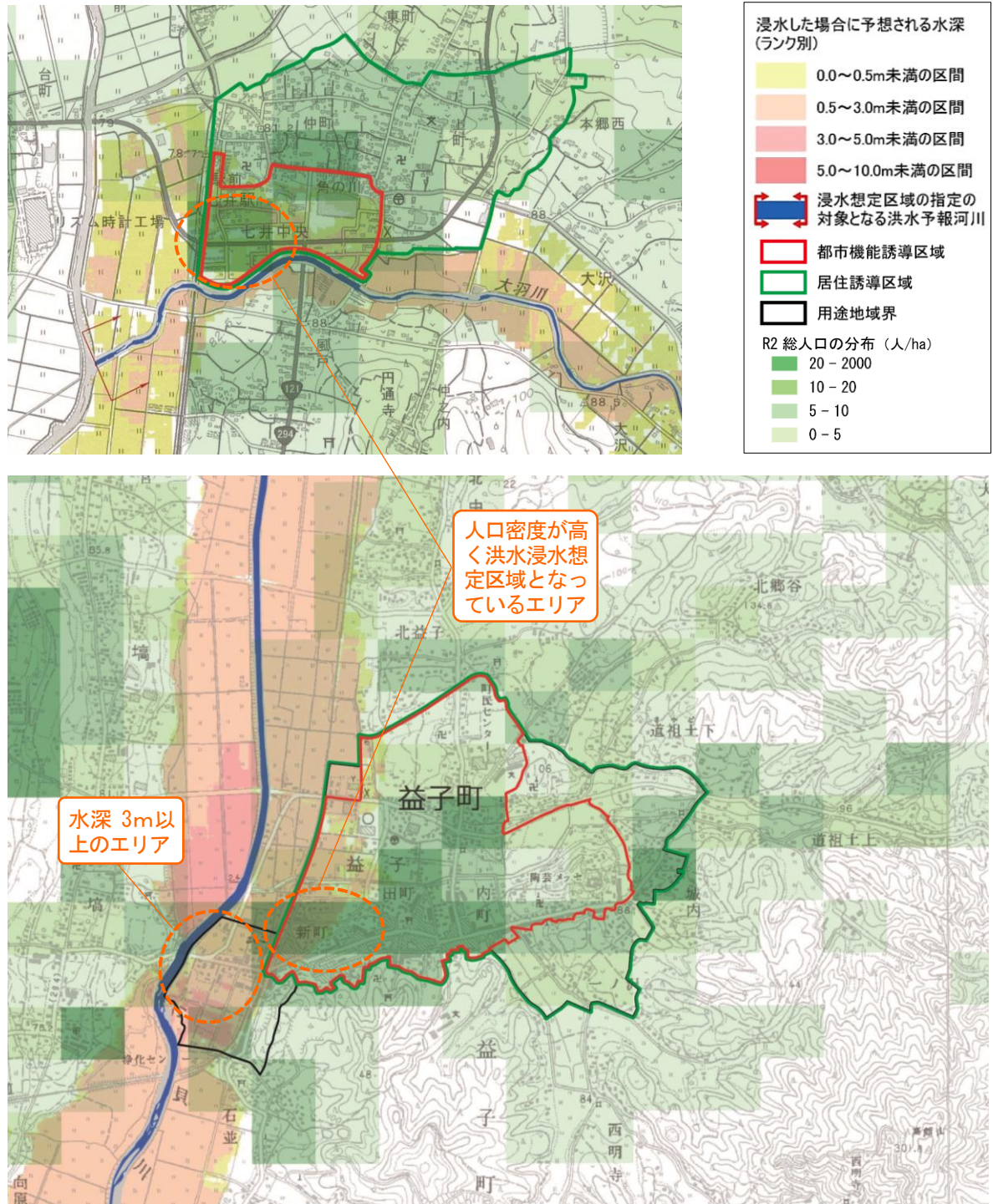
出典：栃木県洪水浸水想定区域図（大羽川：令和4年5月、小貝川：平成29年12月）

② 洪水浸水想定区域×人口密度

洪水浸水想定区域（最大規模）と人口密度（令和2年）の重ね合わせでは、益子地区の益子駅周辺、七井地区の七井駅周辺及び区画整理地区の人口密度が高いエリアにおいて洪水浸水想定区域が見られます。これらのエリアは水深3m以下の洪水浸水想定区域となっていますが、より安全な区域に都市機能及び居住を誘導するための防災対策に取り組む必要があります。

益子地区西部の水深3m以上の洪水浸水想定区域は人口密度が低いエリアとなっており、今後とも現状の人口を維持するものとして居住誘導区域から除外します。

【小貝川・大羽川洪水浸水想定区域×人口密度の重ね図】

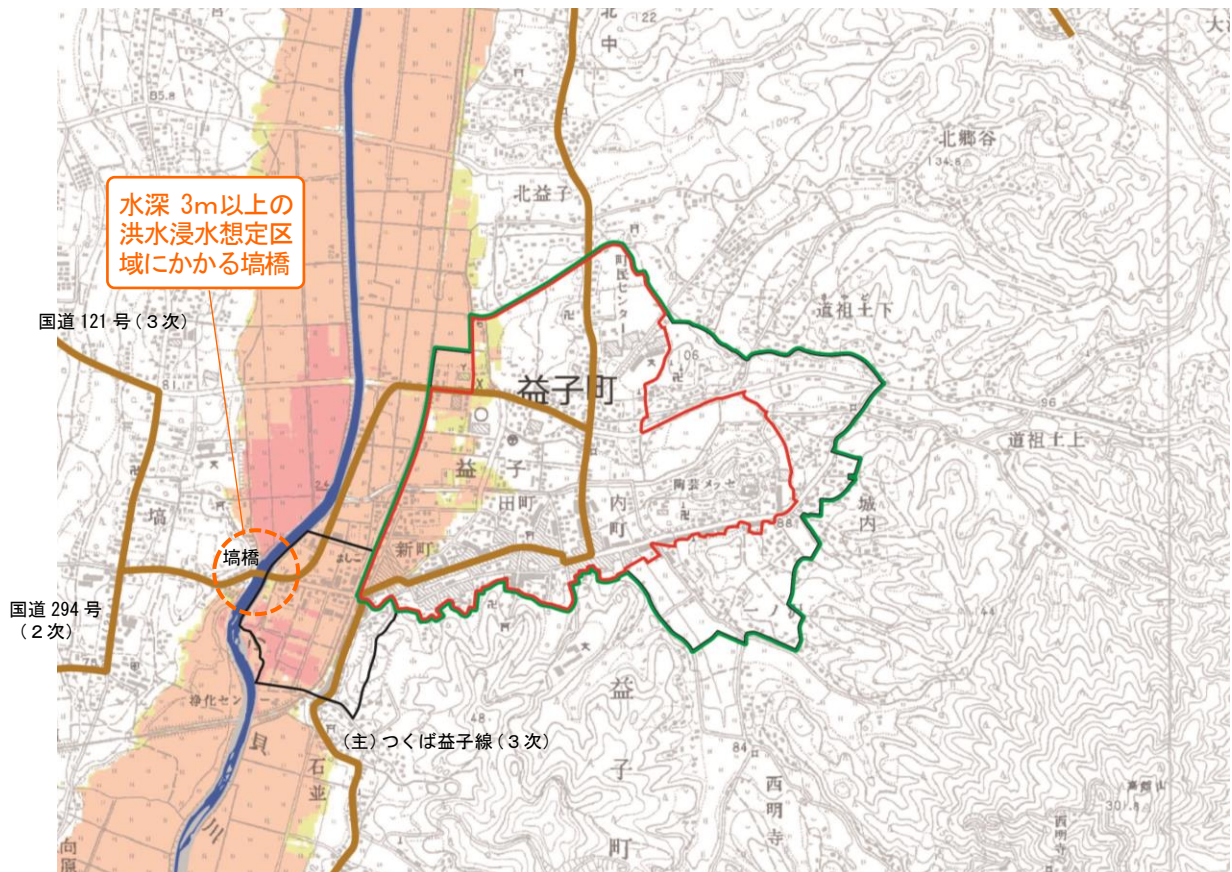
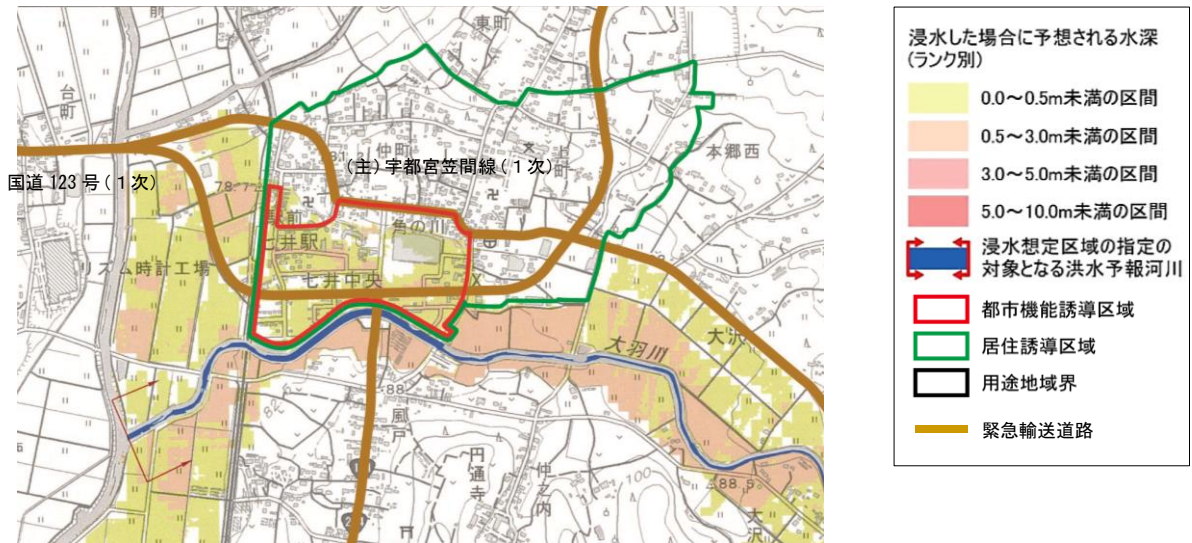


出典：栃木県洪水浸水想定区域図（大羽川：令和4年5月、小貝川：平成29年12月）

③ 洪水浸水想定区域×緊急輸送道路

洪水浸水想定区域（最大規模）と緊急輸送道路（地域防災計画における位置づけ）の重ね合わせでは、益子地区と県央方面を結ぶ国道 121 号・294 号が小貝川を渡る地点にかかる橋樑が水深 3m 以上の洪水浸水想定区域のエリアにあり、災害時の輸送手段等を確保するため、適切な維持管理等の対策が必要です。

【小貝川・大羽川洪水浸水想定区域×緊急輸送道路の重ね図】



出典：栃木県洪水浸水想定区域図（大羽川：令和 4 年 5 月、小貝川：平成 29 年 12 月）

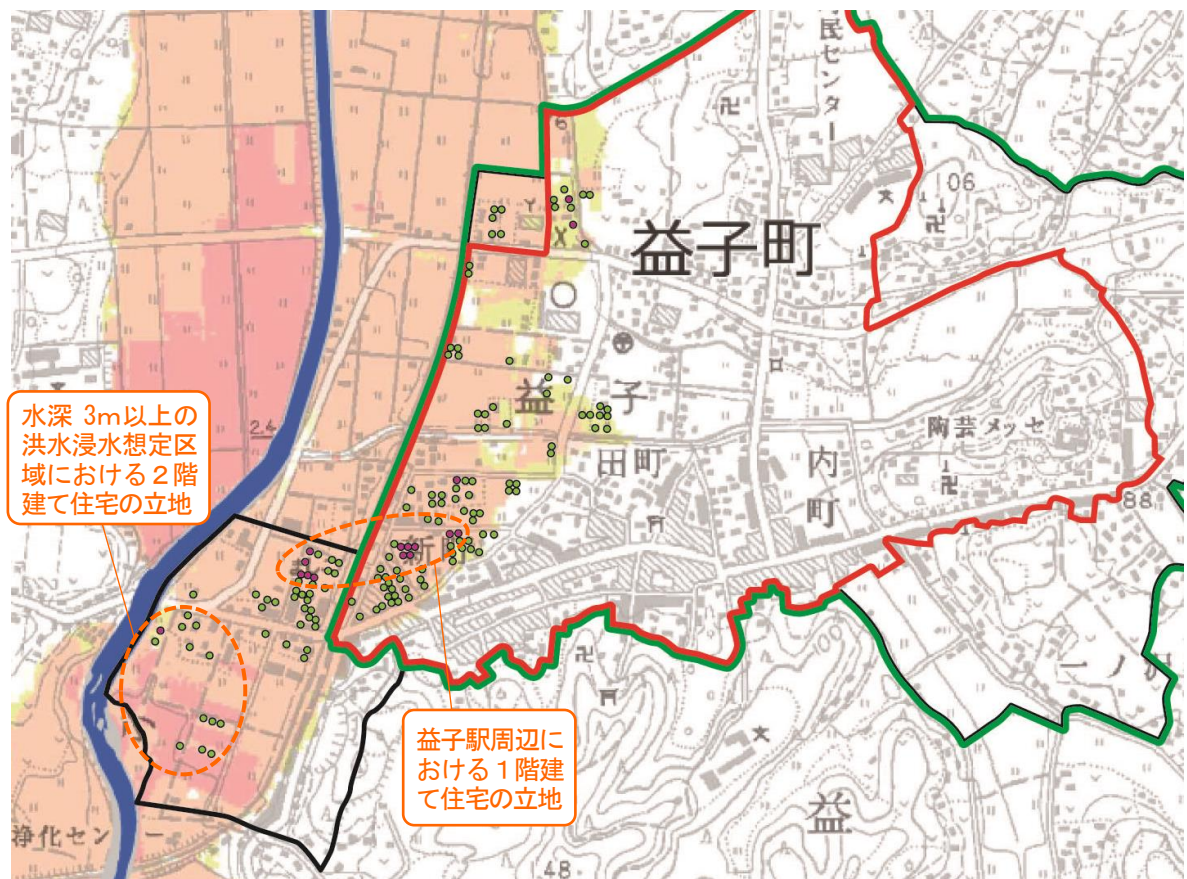
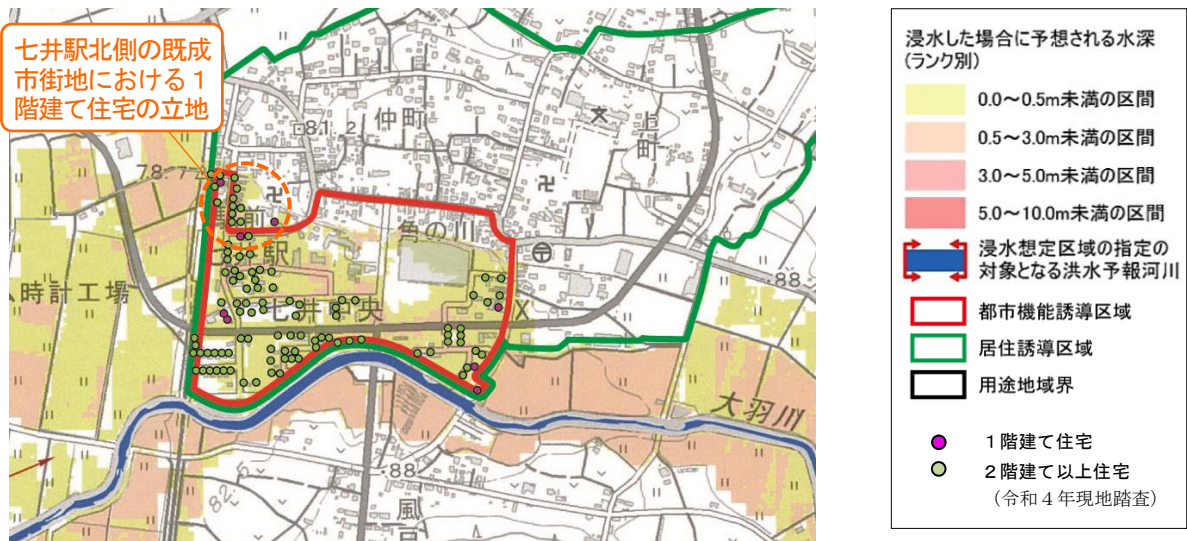
④ 洪水浸水想定区域×階層別住宅分布

洪水浸水想定区域（最大規模）と階層別住宅分布の重ね合わせでは、益子駅及び七井駅周辺の住宅等が密集するエリアに1階建て住宅の立地が見られます。

益子地区西部の小貝川沿いでは、水深3m以上の洪水浸水想定区域に集合住宅を含む2階建て住宅の立地が見られ、水災害に対する安全確保の取組が必要です。

また、七井地区では七井駅北側の既存市街地部分に1階建て住宅の立地が見られ、建物が密集している状況でもあることから、本計画で扱う水災害だけでなく火災等の災害への対策も検討する必要があります。

【小貝川・大羽川洪水浸水想定区域×階層別住宅分布の重ね図】



出典：栃木県洪水浸水想定区域図（大羽川：令和4年5月、小貝川：平成29年12月）

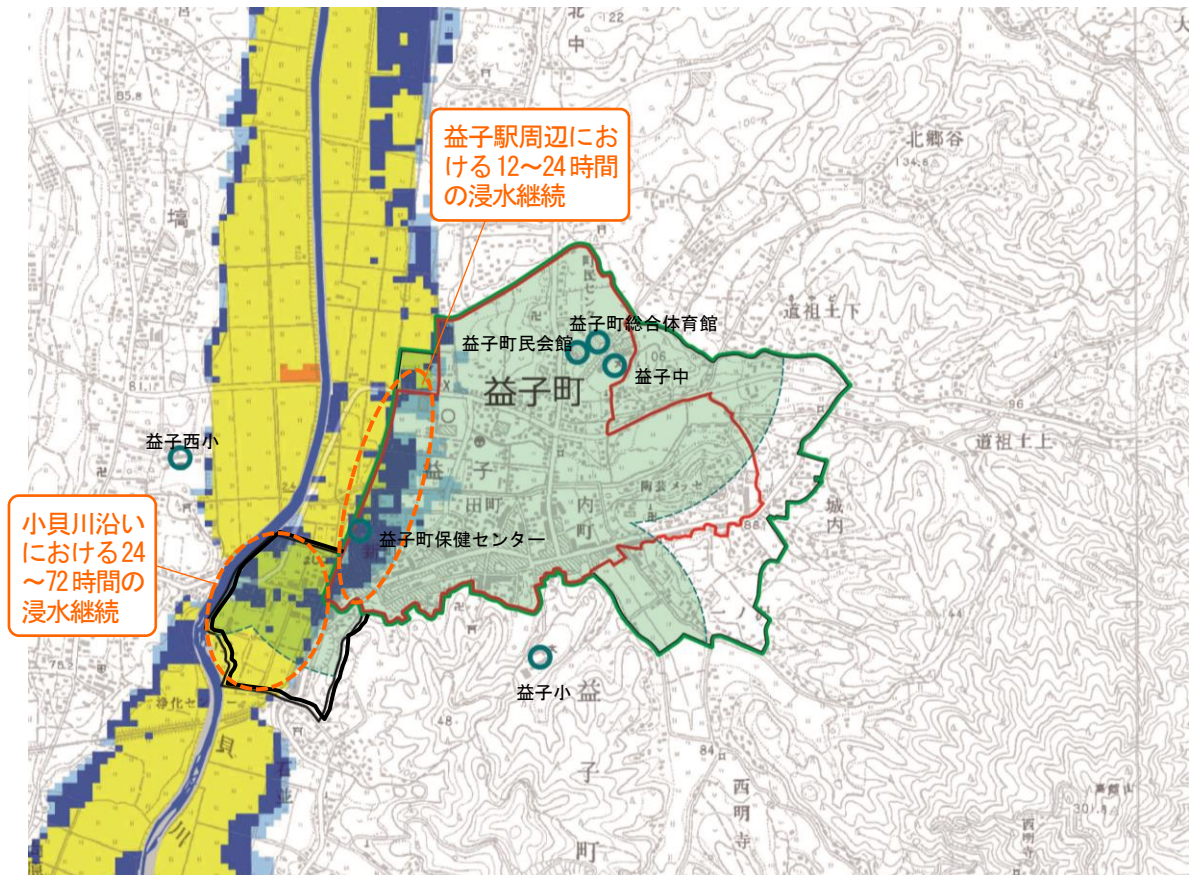
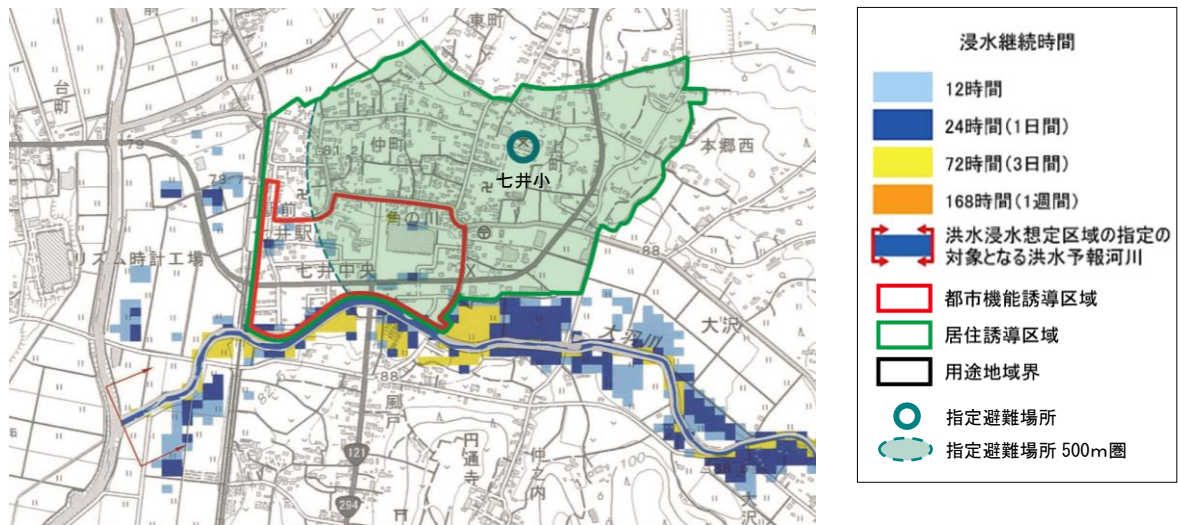
⑤ 浸水継続時間×指定避難場所

浸水継続時間と町の指定避難場所の重ね合わせでは、益子地区の用途地域の東部及び南西部、七井地区の用途地域の西部において指定避難場所徒歩圏（概ね 500m圏）から外れるエリアが見られます。

益子地区においては、益子駅周辺の都市機能及び居住が集積するエリアで 12 時間～24 時間の浸水継続が想定され、安全が確保されたエリアへの誘導を図るための対策が必要です。

益子地区西部の小貝川沿いにおいては 24 時間～72 時間の浸水継続が想定され、必要な災害対策により現在の居住環境を維持しつつも、居住誘導区域からは除外します。

【小貝川・大羽川浸水継続時間×指定避難場所の重ね図】

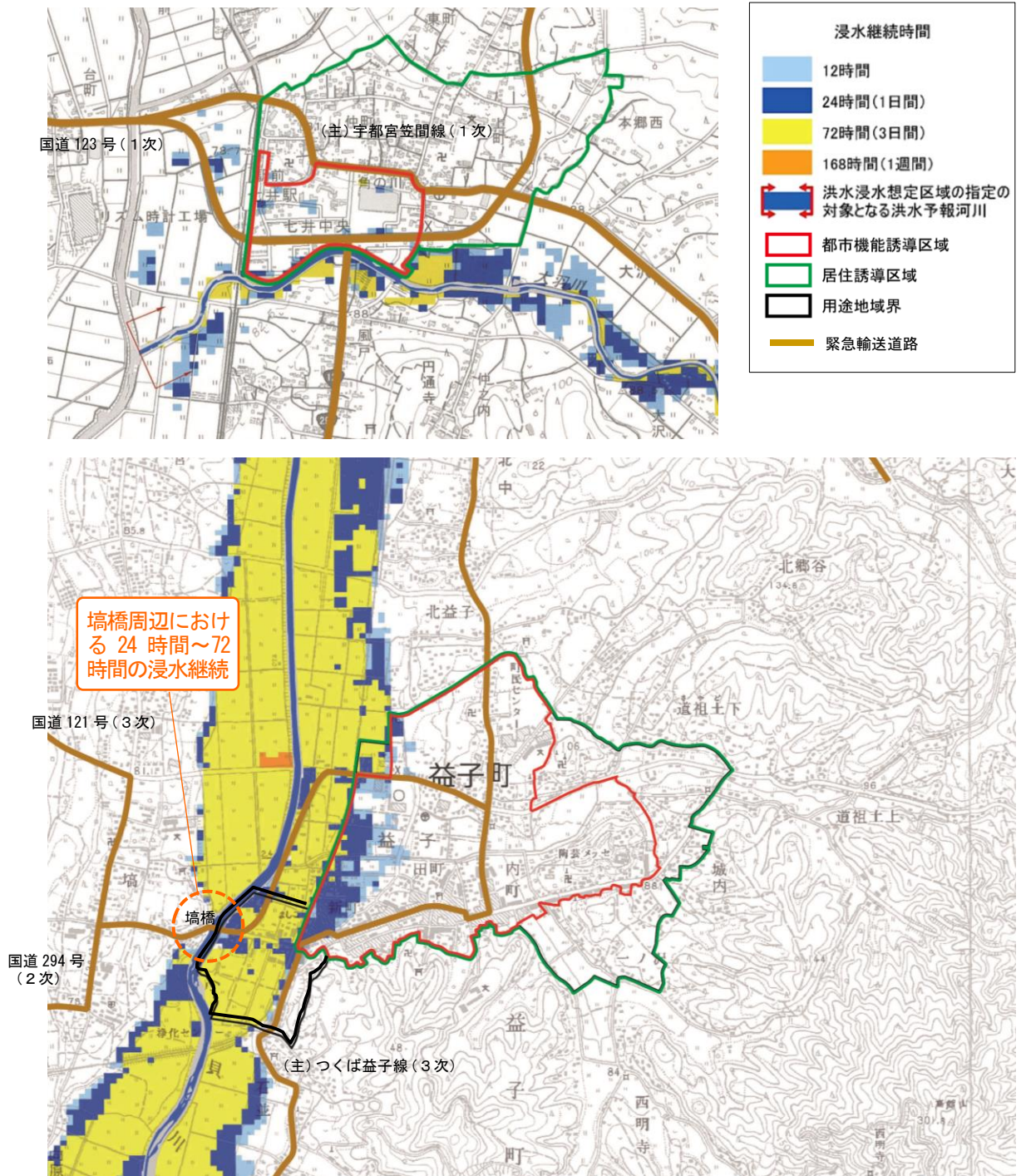


出典：栃木県洪水浸水想定区域図（大羽川：令和4年5月、小貝川：平成29年12月）

⑥ 浸水継続時間×緊急輸送道路

浸水継続時間と緊急輸送道路（地域防災計画における位置づけ）の重ね合わせでは、益子地区と県央方面を結ぶ国道121号・294号が小貝川を渡る地点にかかる塙橋周辺において24時間～72時間の浸水継続が想定されていることから、災害時の輸送手段等を確保するため、輸送ルート・手段の検討等の対策が必要です。

【小貝川・大羽川浸水継続時間×緊急輸送道路の重ね図】

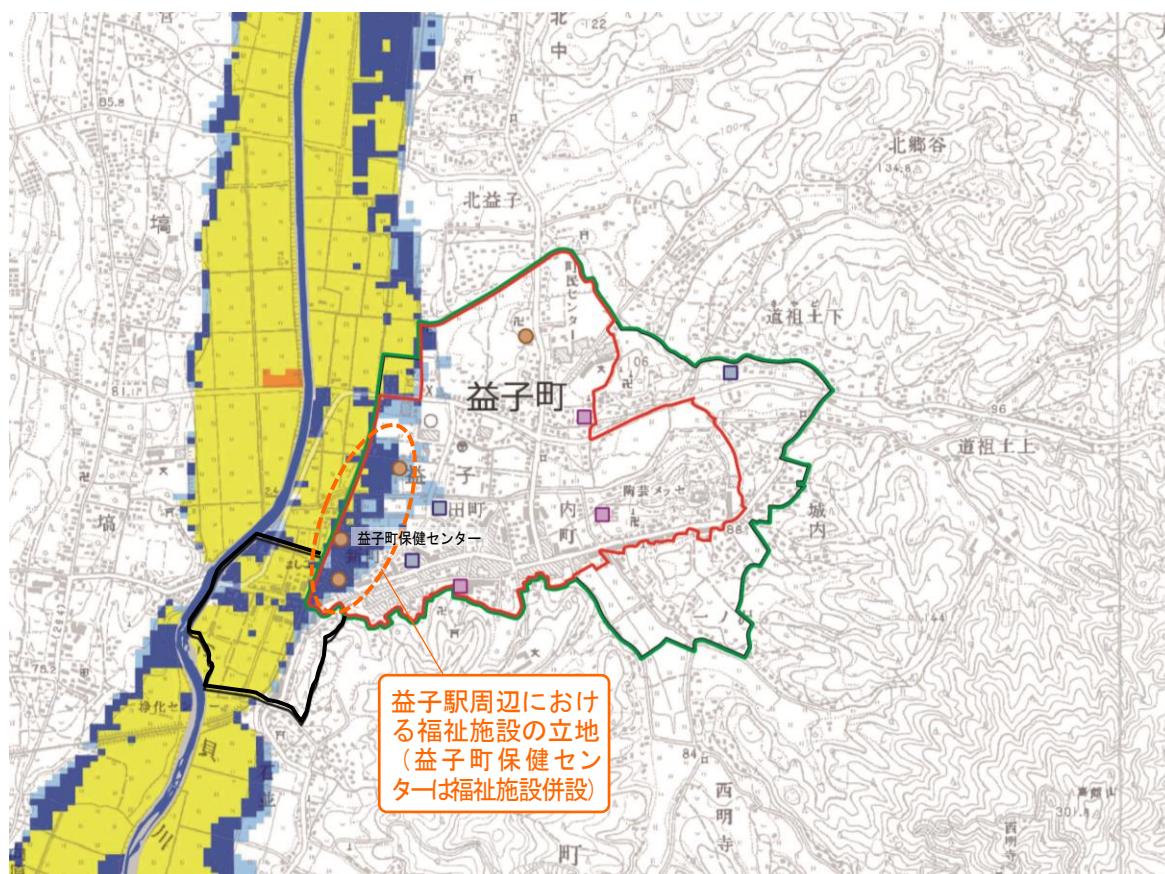
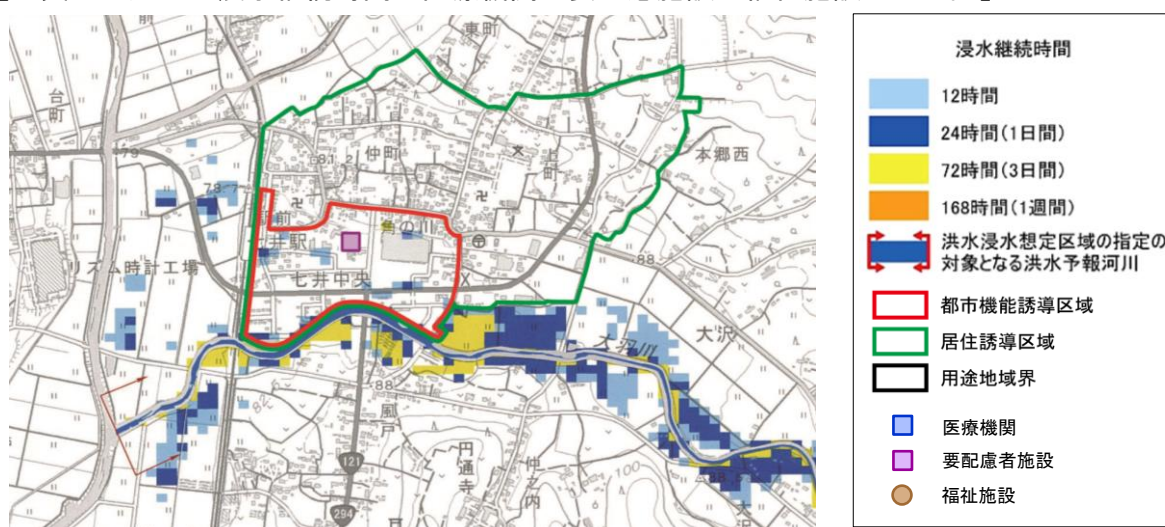


出典：栃木県洪水浸水想定区域図（大羽川：令和4年5月、小貝川：平成29年12月）

⑦ 浸水継続時間×医療機関・要配慮者施設・福祉施設

浸水継続時間と医療機関・要配慮者施設・福祉施設の重ね合わせでは、益子駅周辺の12時間～24時間の浸水継続エリアに福祉施設が立地しています。益子駅の近くに指定避難所である益子町保健センターが立地していますが、より安全な環境を確保するため、他の指定避難所への避難等の備えを検討するなどの取組が必要です。

【小貝川・大羽川浸水継続時間×医療機関・要配慮施設・福祉施設の重ね図】



出典：栃木県洪水浸水想定区域図（大羽川：令和4年5月、小貝川：平成29年12月）

⑨ 居住誘導区域における災害リスク

災害リスクに関する現状及び分析を踏まえ、地区ごとの居住誘導区域（用途地域を含む）の課題等を整理します。

なお、都市計画運用指針において居住誘導区域に含めないとされる以下の災害リスクの指定はありません。

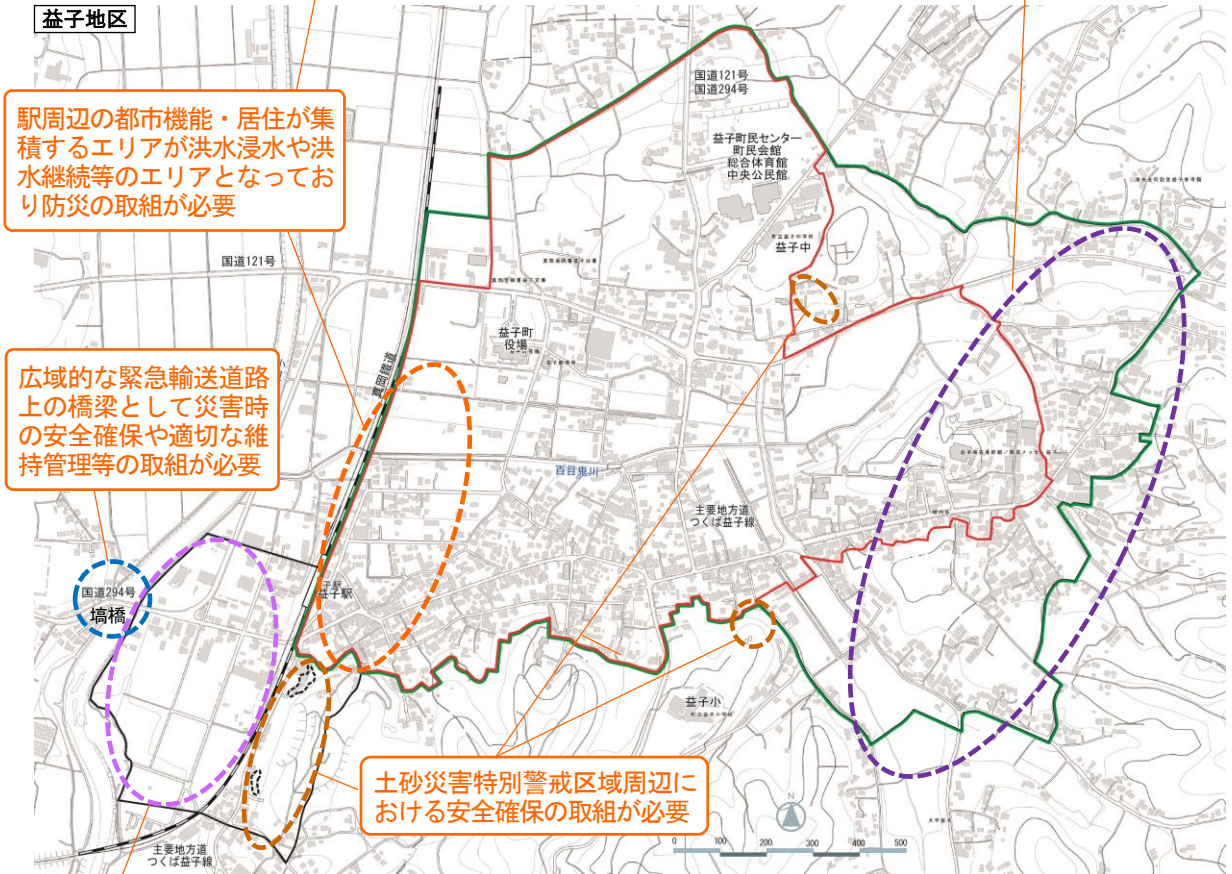
洪水浸水想定区域（内水）、地すべり防止区域、急傾斜崩壊危険区域、過去の浸水履歴、災害危険区域、浸水被害防止区域

【地区別の主な災害リスク・課題】

七井地区



益子地区



水深 3m以上の洪水浸水想定区域、24～72 時間の浸水継続などの高い水災害リスク対策の取組が必要（居住誘導区域外）

(4) 防災に関する取組

① 防災関連計画における取組

誘導区域の防災対策については、「益子町地域防災計画」「益子町国土強靱化地域計画」における本計画に関連する内容に準拠します。

《益子町地域防災計画》

- **防災を意識した計画的なまちづくりの推進**
→都市マス、都市基盤整備等
- **防災機能に配慮した個別施設の整備・維持・管理**
→公共施設、道路、上下水道、公園、河川・橋りょう等
- **避難体制の整備**
→避難路、ライフライン、防災拠点の確保等

《益子町国土強靱化地域計画》

- **住宅・建築物の耐震化**
→住宅、多数の者が利用する施設、避難路沿道建築物等
- **社会資本の老朽化対策**
→「益子町公共施設等総合管理計画」に基づく計画的な維持管理・更新
- **老朽危険空家対策**
→除去、適正管理指導、空き家バンクの利活用等
- **市街地整備**
→避難路・避難場所の確保などの基盤性や都市機能の更新
- **水害対策・土砂災害対策**
→河川改修、道路排水施設整備、土砂災害防止施設整備等
- **道路ネットワーク構築**
→緊急輸送道路等の計画的整備・耐震化・維持管理等
- **都市機能の維持・誘導**
→地域拠点における食料・医療サービス提供維持等
- **道路の防災・減災対策**
- **水道施設・下水道施設の耐震化**
- **居住の維持・集約**
→地域拠点を中心とした一定の人口密度の維持等

② 誘導区域における取組方針

現況・課題、関連計画における内容を踏まえ、誘導区域の安全な環境確保に向けた基本的な方針を設定します。

また、取組を通じた「安全・安心に都市活動・生活ができる誘導区域の確保」と、こうした安全・安心な誘導区域における居住人口（定住・移住）の確保を目指します。

《水災害対策の取組方針》

	取 組 方 針
洪水浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none">・国・県と連携した小貝川の安全対策・公共施設等総合管理計画との連携による施設改修等における安全性の確保・国土強靱化地域計画における事前予防として都市整備部門が担う安全性の確保・地域防災計画との連携による災害時の安全確保
家屋倒壊等氾濫想定区域	<ul style="list-style-type: none">・地域防災計画との連携による災害時の安全確保・空き家・空き店舗等の安全性の確保・安全な都市基盤の整備・維持・管理・河川改修や河川周辺の安全な環境の確保

《土砂災害対策の取組方針》

	取 組 方 針
土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none">・誘導区域内及び周辺の土砂災害対策及び都市基盤整備・地域防災計画・国土強靱化地域計画との連携による災害時の安全確保

③ 具体的な取組内容

防災に係る具体の取組内容（左ページ）、主体・時期・成果目標・効果（右ページ）を示します。

		取 組 内 容
水 災 害 対 策	洪 水 浸 水 想 定 区 域	① 小貝川・大羽川の治水対策の促進
		② 公共施設等総合管理計画との連携による公共施設・社会資本の改修時等における安全性の確保
		③ 防災拠点となる公共施設の安全性・災害対策拠点機能の確保
		④ 都市基盤施設の水害対策・耐震化等の実施
		⑤ 水害発生の危険性が高い箇所の把握・点検、必要な対策工事の実施
		⑥ 地域防災計画に基づく避難路・避難場所等の確保
家屋倒壊等 氾濫想定区域	⑦ 空き家・空き店舗の適正な維持・管理、利活用の推進・促進	
	⑧ 小貝川の氾濫対策の促進、周辺の安全な都市基盤整備	
	⑨ 栃木県流域治水プロジェクトの推進	
土 砂 災 害 対 策	土 砂 災 害 警 戒 区 域	⑩ 誘導区域内及び周辺の土砂災害対策の検討、都市基盤整備（道路・上下水道等の維持・管理等）
		⑪ 地域防災計画・国土強靱化地域計画との連携による災害時の安全確保
		⑫ 防災工事や家屋移転等に対する助成制度の活用
共 通 の 取 組		⑬ 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの改訂
		⑭ 水災害・土砂災害のリスク及び対策の把握・情報共有
		⑮ 水災害・土砂災害以外の災害についてもカバーした基盤整備の実施

* 短期:概ね5年以内 中期:概ね10年以内 長期:10年以上(概ね20年以内めやす)

取組主体	取組時期(*)	成果目標	取組による効果	左ページ 対応
国・県	短期～長期	対策事業等の検討(着手)	誘導区域の安全な基盤の確保	①
町	短期～長期	安全性が確保された改修:1件以上	都市機能の安全な利用環境の確保	②
町	中期	該当施設の確保:1件以上	災害時の安全対策が充実した居住の場の確保	③
町	短期～長期	対策事業等の対象となる都市基盤施設の設定(対策事業の着手)	誘導区域の安全な基盤の確保	④
町	長期	危険性が高い箇所の設定(対策工事の着手)	誘導施設・住居等の安全な立地基盤の確保	⑤
町・事業者	短期	該当する避難路・避難場所の確保:1件以上	災害時の安全対策が充実した居住の場の確保	⑥
町・町民・事業者	短期～長期	空き家・空き店舗の有効活用:1件以上	安全かつ効率的な都市機能・居住の誘導	⑦
県・町	中期～長期	対策事業の検討(着手)	交通拠点である駅周辺の安全な都市基盤の確保	⑧
県・町・町民・事業者	短期～長期	プロジェクト事業の実施:1件以上	防災意識向上、防災に関する知識等の普及・啓発	⑨
県・町	短期～長期	対策事業の検討(実施)	誘導施設・住居等の安全な立地基盤の確保	⑩
町・町民・事業者	短期～中期	各計画の実施支援:1件以上	都市活動・生活における安全な体制の確保	⑪
国・県・町	中期～長期	制度導入の検討(実施):1件以上	誘導施設・居住に際しての防災対策の支援	⑫
町・町民	短期	町都市計画マスタープラン改訂の実施	防災の視点による都市政策の推進	⑬
町・町民・事業者	短期～中期	該当する活動の実施:1件以上	防災意識の向上、災害の予防保全	⑭
町	中期～長期	取組の対象となる基盤施設の設定(対策事業の着手)	誘導施設・住居等の安全な立地基盤の確保	⑮

(5) 定量的な目標

前ページに掲げた取組ごとの成果目標に加え、安全・安心なまちづくり及び本計画の効果的な運用への効果を全体的、定量的に把握する目標（指標）を以下のとおり設定します。

① 上位計画が目指す目標値との整合

ましこ未来計画における防災に関する政策として「安心して暮らせる地域づくりの推進」を位置づけており、誘導区域を含む安全な環境づくりを目指していることから、施策「日常を守る災害対策の推進」の重要業績評価指標との整合を図ります。

第3期計画に合わせ、基準年次：令和2年（2020）、目標年次：令和7年（2025）とし、本計画改訂時にましこ未来計画の改訂を踏まえた見直しを行います。

	基準年次 令和2年（2020）	目標年次 令和7年（2025）
風水害で避難が必要となる自治会（地区）の防災計画策定	1自治会	4自治会

② 本計画の運用と防災に関する取組による成果

本計画の運用と居住誘導区域における防災の取組により、安全が確保された環境への居住誘導を実現することを目指し、居住誘導区域における人口を目標値として設定します。

	基準年次 令和2年（2020）	目標年次 令和15年（2033）
安全が確保された区域における居住人口（居住誘導区域内の人口*）	3,313人	2,900人

*算出方法は93ページ②参照

4. 誘導施設

(1) 誘導施設の設定方針

益子地区・七井地区に必要な都市機能と現状の施設立地状況を踏まえ、地区ごとの誘導施設を設定します。

【都市計画運用指針における誘導施設の考え方】

誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなるが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられる。この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設が望ましい。

① 地区ごとの位置づけ・役割と必要な都市機能

上位計画等における地区の位置づけと、市街地の骨格構造の実現に向けた役割を踏まえ、必要となる都市機能を具体化する施設を設定します。

	益子地区	七井地区
ましこ 未来計画	<ul style="list-style-type: none"> 優先目標である「住環境の整備により「住みたいまち」をつくる」を構成する市街地。（特に益子地区における「中心地の付加価値の向上」「第3の居場所づくり」などの位置づけ） 	<ul style="list-style-type: none"> 優先目標である「住環境の整備により「住みたいまち」をつくる」を構成する市街地。
都市マス	<ul style="list-style-type: none"> 将来像：生活・交流拠点 土地利用：町民の生活全般にわたる各種機能や、多くの人を訪れる観光・交流機能の集積する、益子焼の伝統・文化を活かした、町の中心としてふさわしい魅力ある環境の形成を図るゾーン。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来像：生活拠点 町民の生活を支える居住機能や商業機能を有した市街地の形成を図るゾーン。
区域マス (県)	<ul style="list-style-type: none"> 徒歩や自転車で移動可能な範囲に日常生活機能と居住機能を集積させ、人口密度を維持していくとともに、必要な都市機能の維持・充実や、日常生活の利便性の向上及び益子焼を活かした観光機能の拡充を図る「地域拠点地区」。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な店舗や診療所などの生活利便施設の確保や、公共交通の充実などにより生活の利便性の向上を図る「生活拠点地区」。
ランド スケープ 計画	<ul style="list-style-type: none"> 百目鬼川沿いのスローロードや窯業を活かした取組。 	<ul style="list-style-type: none"> アカマツ再生や小貝川・真岡鐵道沿いのスローロード等の取組。
必要な 都市機能	<ul style="list-style-type: none"> 町全体の都市活動・生活を支える中心的な機能。 益子焼をはじめ地区の伝統・文化を活かした賑わい・活力等を生み出す拠点としての機能。 	<ul style="list-style-type: none"> 益子地区と連携した副次的な拠点機能。 面的整備や交通利便性を活かした暮らしやすい居住の場としての機能。

② 施設立地状況を踏まえた誘導方針

①に加え、現状の施設立地状況についても加味し、下表のとおり誘導方針を設定します。
 なお、現況把握においては、「立地適正化計画作成の手引き」における誘導施設分類と整合させていることから、誘導施設の設定においても同様の分類とします。

		益子地区		七井地区	
		立地(*)	誘導方針	立地(*)	誘導方針
行政	役場等	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・役場等の既存施設を維持します。 ・「図書館」は教育・文化等多くの機能を有する施設として新規の誘導を図ります。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・益子地区や誘導区域周辺に立地する各種施設と連携し利便性を確保します。
	図書館	—		—	
教育・子育て	高等学校	—	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は学区の編成に従うものとし、再編等の際には誘導区域を踏まえた検討を要請します。 ・「中学校」については、上記「行政」関連施設の集積地と一体的に機能の維持を図ります。 ・子育て関連の施設についても、既存施設を維持するとともに、必要に応じて誘導区域への立地を検討します。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「高等学校」は県施設のため対象外とします。 ・小中学校は益子地区同様とします。 ・居住拠点として子育て世代等の居住誘導のため「保育所・保育園」の新規誘導を図ります。
	中学校	—		—	
	小学校	◎		○	
	認可子ども	—		○	
	保育所・園	○		—	
	特別支援校	—		—	
商業	スーパーマーケット	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・生活を支える拠点形成のため、現在の商業機能の集積を維持します。 ・町全域を対象とした集客力の向上を図るため、現在の大規模店舗等の立地施設を維持します。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・区画整理地区を中心に定住を促進するため、現在の立地施設の維持を図ります。 ・国道121号沿道等到大規模店舗等については、集客力の向上を図るため立地施設の維持を図ります。 ・立地がない「家電量販店」「その他大規模店舗」は益子地区の施設により補完します。
	ホームセンター	○		○	
	ドラッグストア	◎		○	
	コンビニエンスストア	◎		◎	
	家電量販店	○		—	
	その他大規模店舗	○		—	
医療	医院・診療所・クリニック	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・医療の環境が確保された生活環境を確保するため、現在の医療機能の集積を維持します。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な医療環境の充実を図るため「医院・診療所・クリニック」の誘導を図ります。
	歯科医院	◎		◎	
福祉	地域福祉	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の環境が確保された生活環境を確保するため、現在の福祉施設の立地を維持します。 ・立地がない「児童福祉」施設は、新規の誘導を図ります。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の環境が確保された生活環境を確保するため、現在の福祉施設の立地を維持します。 ・立地がない「地域福祉」は益子地区の施設により補完します。
	児童福祉(学童)	—		○	
	障がい者福祉	◎		◎	
	高齢者福祉	◎		○	
金融	金融機関	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・生活利便性を確保するため、現在の金融機能を維持します。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・生活利便性を確保するため、現在の金融機能を維持します。

* 駅から約1km圏内における立地 ◎: 複数立地 ○: 1施設のみ立地 —: 立地なし

(2) 誘導施設の設定

誘導施設は、「既存機能の維持」「不足機能の新規誘導」に分け、下表のとおり設定します。
 なお、現状で都市機能誘導区域外に立地している施設については、今後、公共施設再編や建て替え等のタイミングで、誘導区域内への立地の可能性等を検討します。

* 都市機能誘導区域への誘導 → ● : 既存機能の維持 ■ : 不足機能の新規誘導

		益子地区		七井地区	
		誘導(*)	内 容	誘導(*)	内 容
行政	役 場 等	●	誘導区域内施設の維持 (再編等を踏まえ適宜区域内への誘導検討)	—	公共交通による地区外施設の利用環境確保
	図 書 館	■	教育・文化・交流等の多様な機能を有する施設の充実	—	公共交通による地区外及び益子地区施設の利用環境確保
教育 子育て	中 学 校	●	誘導区域内施設の維持	—	誘導区域に隣接する七井中学校の維持
	小 学 校	●	現状誘導区域外(必要に応じ区域内への誘導検討)	●	誘導区域内施設の維持
	認定こども園	●	現状誘導区域外(必要に応じ区域内への誘導検討)	●	誘導区域内施設の維持
	保 育 所・ 保 育 園	●	誘導区域内施設の維持	■	子育て支援環境の充実
	特別支援学校	—	公共交通による地区外施設の利用環境確保	—	公共交通による地区外施設の利用環境確保
商 業	ス ー パー マ ー ケ ッ ト	●	誘導区域内施設の維持	●	誘導区域内施設の維持
	ホ ー ム セ ン タ ー	●	誘導区域内施設の維持	●	誘導区域内施設の維持
	ド ラ ッ グ ス ト ア	●	誘導区域内施設の維持	●	誘導区域内施設の維持
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	●	誘導区域内施設の維持	●	誘導区域内施設の維持
	家 電 量 販 店	●	誘導区域内施設の維持	—	公共交通による益子地区施設の利用環境確保
	その他大規模店舗	●	誘導区域内施設の維持	—	公共交通による益子地区施設の利用環境確保
医 療	医 院・診 療 所 ・ ク リ ニ ッ ク	●	誘導区域内施設の維持	■	医療環境の充実支援
	歯 科 医 院	●	誘導区域内施設の維持	●	誘導区域内施設の維持
福 祉	地 域 福 祉	●	誘導区域内施設の維持	—	公共交通による益子地区施設の利用環境確保
	児 童 福 祉 (学 童)	■	子育て支援環境の充実	●	子育て支援環境の充実
	障 が い 者 福 祉	●	誘導区域内施設の維持	●	誘導区域内施設の維持
	高 齢 者 福 祉	●	誘導区域内施設の維持	●	誘導区域内施設の維持
金 融	金 融 機 関	●	誘導区域内施設の維持	●	誘導区域内施設の維持

《参考：施設の定義》

		定 義
行政 (町の施設)	役場	地方自治法第4条第1項に規定する施設
	町民センター、体育館	地方自治法第244条第1項に規定する施設
	保健センター	地域保健法第18条に規定する施設
	図書館	図書館法第2条に規定する図書館
教育・子育て	幼稚園、小学校、中学校	学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
	保育所・保育園	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
	子育て支援拠点施設	児童福祉法第6条の3第6項に定める地域子育て支援拠点事業を行う施設
	特別支援学校	学校教育法第72条に規定する特別支援学校
	その他 支援施設	小規模保育施設
児童館		児童福祉法第40条に規定する児童館等
商業	大型商業店舗	大規模小売店立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗、複合店舗含む）
	スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア、家電量販店、その他（衣料品販売等）	大規模小売店立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設で左記の業務を行う商業施設（共同店舗、複合店舗含む）
	コンビニエンスストア	食品や日用雑貨など多数の品種を扱う小規模な店舗
医療	医院・診療所・クリニック 歯科医院	医療法第1条の5に規定する病院及び診療所
	調剤薬局	医療法第1条の2に規定する調剤薬局
福祉	地域福祉施設	地方自治法第244条第1項に規定する施設
	児童福祉施設（学童）	児童福祉法第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業を行う施設
	障がい者福祉施設	障害者総合支援法第5条に規定する施設、児童福祉法第6条・第42条・第43条に規定する施設
	高齢者福祉施設	老人福祉法第5条の3・第29条第1項に規定する施設、介護保険法第115条の46に規定する施設
金融	銀行	銀行法第2条に規定する銀行
	農協（JAバンク）	農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する信用事業を行うもの
	信用金庫、信用協同組合、 労働金庫	信用金庫法に規定する信用金庫、中小企業等協同組合法に規定する信用協同組合、労働金庫法に規定する労働金庫
	郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局